一資料—

帝国議会および国会の立法統計 一法案提出件数・成立件数・新規制定の議員立法一

政治議会課 古賀 豪 政治議会課 桐原 康栄 政治議会課 奥村 牧人

次 Ħ

はじめに

- I 帝国議会期
 - 1 法案提出権
 - 2 政府提出法案の提出件数・成立件数の推移
 - 3 議院提出 (議員発議) 法案の提出件数・成立件数の推移
 - 4 主な議院提出 (議員発議) 法律の例
- Ⅱ 国会期
 - 1 法案提出権
 - 2 内閣提出法案の提出件数・成立件数の推移
 - 3 議員提出法案の提出件数・成立件数の推移
 - 4 新規制定の議員立法
- 別表1 帝国議会における法案提出件数、成立件数および成立率
- 別図1 帝国議会における法案提出件数および成立件数の推移
- 別図2 帝国議会における法案成立率の推移
- 別表2 帝国議会における新規制定の議院提出(議員発議)法律
- 別表3 国会における法案提出件数、成立件数および成立率
- 別図3 国会における法案提出件数および成立件数の推移
- 別図4 国会における法案成立率の推移
- 別表4 国会における新規制定の議員立法

定められ、帝国議会の権限外とされた。

はじめに

議会はしばしば「立法府 (legislature)」とも呼ばれるように、その主要な機能の1つが立法機能であることは衆目の一致するところであろう。本稿においては、議会開設120周年を迎えるに当たって、帝国議会の時期と国会の時期を通じた法案提出件数・成立件数の推移を一覧表(別表1、3)およびグラフ(別図1、2、3、4)にまとめ、若干の説明を加えた。また、特に議会の構成員である議員の発議による「議員立法」(1)に着目して、成立した議員立法のうち新たに制定された法律の一覧(別表2、4)を掲げた。もとより重要な議員立法は新規制定法に限られないが、その一覧を見ると、議員がその時々の日本社会の立法上の課題にどのように対応してきたのかが窺えて興味深い。

I 帝国議会期

大日本帝国憲法 (以下、「帝国憲法」という。) は、第5条で「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」(2) と規定し、第37条で「凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス」と規定していた。したがって、立法権を有するのはあくまで統治権を総攬する天皇であり、帝国議会は、法律の議決権を有していたものの、天皇の立法権の行使に協賛する機関でしかなかった。また、広範な天皇大権事項は、法律によらず勅令・詔勅で

1 法案提出権

帝国憲法は、第38条で「両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得」と規定しており、法案提出権を有するのは、政府および両議院であった。各議院においては、その所属議員は、議院法(明治22年法律第2号)および議院規則に従って20人以上の賛成者を得て法案を提出することができたが、これは正式には法案の「発議」であって、憲法に規定する「提出」ではないと解された⁽³⁾。議員が発議した法案は、その議院において可決された場合に、その議院が提出した法案として他の議院に送付される。

また、帝国議会が歳出歳入に関する発案権を有しないことから、直接に国庫の支出を増加し、公債を募集し、借入金をなす等の事柄について、議院の側から法案として提出することは許されないと学説では解されていた⁽⁴⁾。

2 政府提出法案の提出件数・成立件数の推移

別表1および別図1、2に見るように、第1 回帝国議会から第92回帝国議会までの政府提 出法案の提出件数は3,421件、成立件数は2,856 件、成立率は83.5%であった。

回次ごとの件数の幅は変動が大きいので、当該会計年度の当初予算を審議する回次から次の会計年度の当初予算を審議する回次の直前の回次までを「立法年」として⁽⁵⁾、この立法年ごと

- (1) 「議員立法」という言葉は、法律上一定の意味を持つ言葉ではなく、一般的には、制定された法律について、それが議員の発議に基づいて提出されたものである場合に用いることについては、小島和夫「議員発議法律案をめぐる問題と検討」『議会政治研究』12 号, 1989.12, p.2. を参照。
- (2) 本稿においては、旧法令等の引用に際して適宜旧字体を新字体に改めた。
- (3) 美濃部達吉『逐條 憲法精義 全』有斐閣, 昭和 2 (1927), p.460. しかし、新聞記事等では「議員提出」という 用法も見られる。なお、衆議院では、法律の制定に関する請願については、請願委員が法案を具して報告することができ、その場合、法案の発議者は請願委員長とされた(衆議院規則第 160 条)。
- (4) 同上, p.461. しかし、実例としては、義務教育費国庫補助金額を増額する法案が発議されたことがあり、美濃部は、こうしたものは適法な先例とは認めがたいであろうとしている。
- (5) 立法年については、川人貞史『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会, 2005, p.115. を参照。なお、帝国議会および第120回国会(平成2(1990)年12月10日召集)までの国会は、11月から12月に常会が召集される例であったが、この期間の常会は、立法年では翌年に算入することとなる。

の提出件数の推移を見ると、明治 29 (1896) 年から明治 33 (1900) 年まで、大正 9 (1920) 年から大正 11 (1922) 年まで、田和 12 (1937) 年から昭和 18 (1943) 年までの 3 つの時期に大幅な増加が見られ、対外戦争を契機とする経済・社会の変動が大きく影響していることが見受けられる (6)。昭和 12 (1937) 年の日中戦争開始以後は、政府提出法案の成立率はほぼ 100% となっている。他方で、帝国議会開設から日清戦争までのいわゆる初期議会では、政府提出法案の件数は低調で、成立率も低い。

3 議院提出 (議員発議) 法案の提出件数・成立件数の推移

第1回帝国議会から第92回帝国議会までの 貴族院提出法案と衆議院提出法案の合計の提出 件数は2,977件、成立件数は280件、成立率は 9.4%であった。

提出件数については、①天皇が統治権の総攬者であって帝国議会はその協賛機関に過ぎなかったこと、②立法は法律のほか勅令(独立命

令、官制など)によっても行われ、議員立法の 分野が狭かったこと、③この間における政府提 出法案の提出件数は 3,421 件であったことなど の事情を考慮すると意外に多いと評価すること ができる⁽⁷⁾。

政府提出法案の提出件数と比較すると、明治23 (1890) 年召集の第1回帝国議会から明治27 (1894) 年召集の第8回帝国議会までは衆議院提出法案が政府提出法案よりも圧倒的に多く、以後大正5 (1916) 年召集の第38回帝国議会までは大体において両者は均衡しているが、昭和10 (1935) 年召集の第68回帝国議会からは政府提出法案が多数となる。そして、昭和15 (1940)年召集の第76回帝国議会からは衆議院提出法案はほとんど0に近くなっている。特に帝国議会の初期に衆議院提出法案の提出件数が多いのは、藩閥・官僚内閣に対する民党の激しい闘争の結果、反政府的な法案が衆議院から提出されることが多かったためであると考えられている⁽⁸⁾。

他方で成立件数を見ると、貴族院提出法案と 衆議院提出法案を合計して280件というのは少

- (6) 酒田正敏「帝国議会の「立法権」行使の時系列変化について」有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』吉川 弘文館, 1993, pp.20-65. 同書では、政府提出法案の件数の時系列推移から、第1期「初期議会期(議会開設から 日清戦争まで)」、第2期「提携政治期(日清戦後から日露戦争まで)」、第3期の1「桂園体制期(日露戦後から 第一次世界大戦勃発ないし 1920・21 年まで)」、第3期の2「政党政治移行期(1920・21 年から 1927・28 年まで)」、第3期の3「政党政治期(1927・28 年から日中戦争勃発まで)」、第4期「戦時体制期(日中戦争勃発から終戦まで)」に時期区分して分析されている。また、川人貞史『日本の政党政治 1890年 1937年一議会分析と選挙の数量分析』 東京大学出版会, 1992, pp.40-41. では、政府提出法案と衆議院提出法案の合計の法案提出件数が、①日清戦争後の 第9回帝国議会(1895年)前後、②山県内閣の下の第13回帝国議会(1898年)前後、③桂園時代の第22回帝 国議会(1905年)前後から第27回帝国議会(1910年)前後、④原・高橋内閣の下の第43回帝国議会(1920年)から第45回帝国議会(1921年)前後、⑤加藤・若槻内閣下の第51回帝国議会(1925年)前後の5つの時期に上昇しており、これらの時期には戦後経営や社会の変動に対応して立法の必要性が高まったとしている。
- (7) 高見勝利「「議員立法」三題」『レファレンス』629 号, 2003.6, p.5. また、前田英昭「議員立法と国会改革」中村睦男編『議員立法の研究』信山社出版, 1993, pp.592-593. では、戦時体制に入る第76回帝国議会までほとんどの議員発議法案について本会議において趣旨説明を聞き、質疑応答などの実質審議が行われていたことの意義が強調されている。
- (8) 佐藤功「いわゆる議員立法について一日本の場合とアメリカの場合の比較」『公法研究』6号, 1952.4, pp.92-93. なお、昭和 21 (1946) 年召集の第 90 回帝国議会以後は、戦後法制形成に関連する議院提出法案が再び見られるようになる。また、石村健『議員立法―実務と経験の中から』信山社出版, 1997, pp.4-9. では、帝国議会における立法統計について、第 1 期 (第 1 回帝国議会から第 8 回帝国議会まで 明治 23 (1890) 年から明治 28 (1895) 年まで)、第 2 期 (第 9 回帝国議会から第 38 回帝国議会まで 明治 28 (1895) 年から大正 5 (1916) 年まで)、第 3 期 (第 39 回帝国議会から第 67 回帝国議会まで 大正 6 (1917) 年から昭和 9 (1934) 年まで)、第 4 期 (第 68 回帝国議会から第 75 回帝国議会まで 昭和 10 (1935) 年から昭和 14 (1939) 年まで)、第 5 期 (第 76 回帝国議会から第 92 回帝国議会まで 昭和 15 (1940) 年から昭和 21 (1946) 年まで)の 5 つに時期区分している。

ないと言える。この理由としては、①会期が短く、 政府案件の審議が優先されていたこと⁽⁹⁾、②衆議 院議員が発議した法案が衆議院を通過した場合 に、貴族院において発議者たる衆議院議員が説 明する仕組みがなかったこと⁽¹⁰⁾などが挙げられ よう⁽¹¹⁾。実際に、議員自身からも議院提出法案 の取扱いについて様々な改革案が提案された⁽¹²⁾。

4 主な議院提出 (議員発議) 法律の例

現在でも施行されている議院提出法律の代表例としては、失火ノ責任ニ関スル法律(明治32年法律第40号)、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)、未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)、国会法(昭和22年法律第79号)がある(13)。また、別表2に掲げる新規制定の議院提出法律では、被災地方の地租免除など災害対策関係や、医師、弁護士など業務資格関係の法律が目立っている。

Ⅱ 国会期

戦後改革により、日本国憲法下においては、

国会は「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関」(憲法第41条)の地位を付与された。したがって、立法権は国会に専属し、国会の位置づけは、天皇の立法権行使の協賛機関とされた帝国議会とはまったく異なることになった。

1 法案提出権

法案提出権を有するのは、内閣(内閣法第5条)、衆議院議員および参議院議員(国会法第56条)である。法案を含め、議案を議員が発議する場合には、衆議院においては議員20人以上、参議院においては議員10人以上の賛成者を得なければならず、予算を伴う法案の発議の場合には、衆議院においては議員50人以上、参議院においては議員20人以上の賛成者を得なければならない(国会法第56条)(14)。また、各議院の委員会および参議院の調査会は、その所管事項について法案を提出することができ、その場合、提出者は委員長または調査会長となる(国会法第50条の2および第54条の4)。

なお、衆議院においては、議員の法案の発議 に当たって所属会派の機関承認が必要とされる

- (9) 会期については、帝国憲法第42条において、「帝国議会ハ三箇月ヲ以テ会期トス 必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ延長スルコトアルヘシ」と規定されていた。また、政府提出案件の優先については、議院法第26条第2項において、「議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ 但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス」と規定されていた。
- (10) また、村瀬信一『帝国議会改革論』吉川弘文館, 1997, p.109. では、清瀬一郎衆議院議員が、立憲民政党の機関誌『民政』5巻3号(昭和6(1931)年3月1日発行)で、議員が発議した議案について他院で説明することができるようにする改革を主張したことが紹介されている。また、これに先立つ明治42(1909)年、林田龜太郎衆議院書記官長も同様の改革案を提唱している。「議院制度一部改善」『読売新聞』明治42(1909).7.5.
- (11) 大石兵太郎「議会議事手続の改革」広浜嘉雄等編『法及政治の諸問題―佐藤教授退職記念』有斐閣, 昭和 14(1939), p.151. では、「個人議員案並に建議案」の「餘りにも惨めなる待遇」を問題視し、①議会の内外に建議者又は議員のための政務研究機関、立法技術補佐機関の設置、②法律の形において起草されず、決議の形において発案しうる方法、が必要であるとしている。
- (12) 矢部貞治「議会制度」『国家学会雑誌』53巻9号,昭和14(1939).9,pp.24-28.では、議院制度改革の提案として、議員提出の議案及び質問は出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは政府の同意を経ずに政府案より先に議題とすること、議員提出法案の討議の日を定めること、議員提出法案は原則として委員に付託すること、各議院に法制部を設けることなどが紹介されている。昭和7(1932)年に設立された安達謙蔵衆議院議員らを中心とする小政党である国民同盟は、昭和11(1936)年7月、議院制度改革諸項を決定し、議員提出法案を通過させる機会を多くするよう法改正することを提言した。「議院制度改革 国同の方針」『読売新聞』昭和11(1936).7.23.
- (13) 大森政輔·鎌田薫編『立法学講義』商事法務, 2006, p.43.
- (14) 国会法制定当初の規定では、法案は議員1人でも提出することができたが、後述するように、昭和30 (1955) 年の国会法改正で賛成者要件が加えられた。

慣行がある。これは、昭和 26 (1951) 年召集の第 13 回国会において、当時の自由党が所属議員による議案提出の際には党機関の承認を必要とする旨決定したことを嚆矢とし、以後、他の会派も漸次これに倣い、昭和 37 (1962) 年召集の第 43 回国会以後は、会派の変遷にかかわらず、議員提出法案及び決議案のすべてが例外なく機関承認を得て提出されているとされる (15)。

2 内閣提出法案の提出件数・成立件数の推移

別表 3 および別図 3、4 に見るように、第1 回国会から第 173 回国会までの内閣提出法案の 提出件数は 9,190 件、成立件数は 7,856 件、成 立率は 85.5%となっている。

まず、内閣提出法案の提出件数の推移を見ると⁽¹⁶⁾、1950年代前半までは年間200件程度と非常に多い⁽¹⁷⁾。この時期には、戦後改革のための基本的な法整備や独立回復後の国際社会への復帰のための法整備などが行われた。1950年代後半に提出件数は減少するが、1960年代前半から再び増加する。この時期には、高度経済成長期の産業構造を中心とした経済・社会立法が行われた。1970年代に入ると再び減少傾向となり、1970年代後半から1980年代にかけては年間100件程度となる。1990年代半ばか

ら 2000 年代半ばまでは、バブル経済の崩壊後、 構造改革を中心とした戦後の法制全般の改革が 行われるようになり、増加している⁽¹⁸⁾。

成立件数も基本的に提出件数と同様の推移を 見せていると言える。

特に戦後間もない時期に立法数が増加している理由としては、①帝国議会から国会への移行に伴って法律事項が拡大したこと、②夜警国家から行政(福祉)国家への転換、③法律という統治手段が、国民に対する国家の政策表明のための公的な広報手段などとして用いられるようになってきたことが指摘されている(19)。

他方で、主として与野党の政治勢力に着目した時期区分ごとに回次平均の法案提出件数、成立件数および成立率を比較してみると、表1のようになる⁽²⁰⁾。

時期区分ごとの平均提出件数および平均成立 件数は、ともに戦後法制形成期の多さが目立つ。 平均成立率では、衆参ねじれ第1期、連立政権 第1期および連立政権第2期が90%を超えて おり、他方で、55年体制安定期、与野党伯仲期、 自民党優勢期が低いことが注目される。また、 衆参ねじれ第2期は、政治状況の激変のためか 連立政権第2期よりも10%弱低下している。

⁽¹⁵⁾ 高見 前掲注(7), pp.12-13.

⁽¹⁶⁾ 以下の整理は、岩井奉信『立法過程』東京大学出版会, 1988, pp.86-87; 谷勝宏『議員立法の実証研究』信山社出版, 2003, p.19; 川人 前掲注(5), pp.109-138. を参照した。

⁽¹⁷⁾ なお、立法年での内閣提出法案の提出件数の最多数は、昭和28 (1953) 年の385 件であるが、これは常会で内閣提出法案の多くが解散に伴って廃案となり、総選挙後の特別会にこれらの内閣提出法案が再提出され、二重に計上されているためである。

⁽¹⁸⁾ 議員立法も含め、成立した立法件数全体の推移から、識者によって次の時期区分がなされている。①昭和20年~30年代前半が「戦後法制の形成期」、②昭和30年代中頃~40年代中頃が「戦後法制の発展・確立期」、③昭和40年代後半~平成初頭が「戦後法制の安定期」、④平成初頭以後現在までが「戦後法制の変革期(または戦後法制の再編期)」。川崎政司「立法の常識1 立法の現状と現代立法の特質(1)」『国会月報』43巻565号、1996.1、pp.50-53;立法学研究会「What's 立法学 第2回「立法」を分析する(1)量的推移から」『時の法令』1648号、2001.8.30、pp.55-56.

⁽¹⁹⁾ 立法学研究会 同上, pp.53-54.

²⁰ 酒田正敏「国会の立法活動と段階変動」『明治大学論叢』548 号, 1994.11, pp.24-26. では、国会開設から平成 5 (1993) 年までを、①戦後多党期 (1947-1954 年)、②一党優位期 (1955-1969 年)、③多党化期 (1970-1984 年)、④一党優位回復期 (1985-1993 年) の 4 つの時期に区分している。

n+ #0 = 7	FW. (F)		内閣提出法案	
時期区分	回次 (年)	平均提出件数	平均成立件数	平均成立率
戦後法制形成期	1- 22 (1947-1955)	91.4	79.3	86.7%
55 年体制安定期	23- 72 (1955-1974)	63.9	52.6	82.3%
与野党伯仲期	73-105 (1974-1986)	34.4	27.5	80.2%
自民党優勢期	106-114 (1986-1989)	35.6	29.0	81.6%
衆参ねじれ第1期	115-126 (1989-1993)	30.7	27.9	91.0%
連立政権第1期	127-142 (1993-1998)	35.8	33.6	93.7%
連立政権第2期	143-166 (1998-2007)	50.9	47.0	92.4%
衆参ねじれ第2期	167-173 (2007-2009)	26.6	22.1	83.3%

表 1 内閣提出法案の時期区分ごとの回次平均提出件数、平均成立件数および平均成立率

(出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990;『衆議院公報』「附録 議案経過一覧」(各回次).を基に筆者作成。

3 議員提出法案の提出件数・成立件数の推移

第1回国会から第173回国会までの衆議院議員提出法案と参議院議員提出法案の合計の提出件数は4,794件、成立件数は1,364件、成立率は28.5%である。

以下、表2に整理した議員立法に関する動き にも着目しながら、提出件数・成立件数の推移 を見ていく。

提出件数・成立件数ともに概ね内閣提出法案と同様に推移し、まず昭和20年代に大きな伸びを見せている。これは、前述のように、①日本国憲法下で国会の位置づけが高まり、議員は1人でも法案を提出できるようになったこと、②議院法制局、国立国会図書館等の立法補佐体制が整備されたこと、③議事手続上の政府案件優位の手続きも撤廃されたことなどによると考えられる。また、昭和25(1950)年に派遣された米国議会制度視察議員団の報告を受けて、昭和25(1950)年召集の第10回国会、昭和26(1951)

年召集の第13回国会および昭和28 (1953) 年召集の第16回国会に「政府依頼立法」⁽²¹⁾の手続きが採られたことも、件数の増加に大きく影響した⁽²²⁾。

この「政府依頼立法」の慣行が終了すると、成立件数は昭和30年代からは落ち着いた推移をたどり、年間100件を超えることはなくなる。昭和30年代以降、議員提出法案の提出件数が減少した理由としては、昭和20年代にいわゆる「お土産法案」(23)に対する批判が高まったことを受けて、①(自由党に引き続き)自民党が党所属議員の議員提出法案の提出に対して機関承認を義務づけたこと、②自民党が予算を伴う立法を議員提出法案ではなく、党と政府の調整の上、内閣提出法案として提出する方針としたこと、③昭和30(1955)年の国会法改正により法案提出に賛成者要件が課されたことが指摘されている(24)。昭和30年の国会法改正以後も、1960年代前半には、政府側から与党側に議員

⁽注) 時期区分は、橘幸信「議員立法から見た「ねじれ国会」・雑感―「ねじれ国会」で何が、どう変わったのか?」『ジュリスト』 1367 号, 2008.11.15, p.82. の表の時期区分に拠った。ただし、「衆参ねじれ期」を「衆参ねじれ第 1 期」に、「真正ねじれ国会」を「衆参ねじれ第 2 期」に改めた。「戦後法制形成期」は昭和 30(1955)年 11 月の 55 年体制成立まで、「55 年体制安定期」は昭和 49(1974)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「与野党伯仲期」は昭和 61(1986)年 7 月の衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙まで、「自民党優勢期」は平成元(1989)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「衆参ねじれ第 1 期」は平成 5(1993)年 8 月の衆議院議員総選挙まで、「連立政権第 1 期」は平成 10(1998)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「連立政権第 2 期」は平成 19(2007)年 7 月の参議院議員通常選挙までである。

⁽²¹⁾ 実質的に内閣が準備した法案を内閣が与党に依頼して、形式的に議員提出法案として提出する慣行。石村前掲注(8), pp.28-31. にいわゆる政府依頼立法の一覧が掲載されている。

⁽²²⁾ 谷 前掲注(16), pp.40-41.

²³⁾ 業界の利益や地元利益を誘導する法案が目立ったことが批判されてこのように呼ばれた。高野恵亮「お土産法案の研究」『政治をめぐって』18号, 1999.3, pp.29-43. を参照。

表2 議員立法に関する動き

国会法制定。各議院の法制部および国会図書館を設置し、各議員に事務補助員 1 人を付することを規定(昭和 23(1948)年の国会法改正で、「法制部」は「法制局」に、「国会図書館」は「国立国会図書館」に改められた。)
渡米国会議員団が衆議院議長に実現希望事項を申し出。憲法・法律に基づく内閣提出法案以外は党を通じて議員提出とするよう要望。同年 12 月、政府が予算関連法案以外の政府提出法案を議員提出にすることを決定
国会法改正。法案提出の賛成者要件、予算を伴う法案提出の加重要件を規定。参議院でも委員会も法 案提出可能に
政府が自民党に予算を伴う議員立法に原則反対である旨申入れ
政府が自民党に予算を伴う議員立法抑制を申入れ
政府が自民党に予算を伴う議員立法抑制を申入れ
政府が自民党に予算を伴う議員立法抑制を申入れ
自民党役員会が、同党組織調査会による議員立法の強化に関する建言を了承
参議院自民党が議員立法コンテストを実施
国会法改正。政策担当秘書制度導入
土井たか子衆議院議長・鯨岡兵輔衆議院副議長が設置した「国会改革に関する私的研究会」が「国会 改革に関する1つの提言」を答申。議員立法に関して、議員提出法案の提出手続の簡素化、議員提出 法案の作成・提出・質疑の活発化、立法補佐機構の充実強化を提言
「国会改革に関する私的研究会」が「議員立法の活性化に関する1つの提言」を答申。政策立案機能の充実・強化、議員立法を提案しやすくする環境の整備、議員立法に関わる国会審議の活性化を提言
土井たか子衆議院議長が「議員立法活性化についての指針」を発表。衆議院での議員による法案提出 の際の所属会派の承認を不要とすることを提言
斎藤十朗参議院議長の諮問機関「参議院制度改革検討会」が「「委員会審査及び調査の充実について」 外四件」を答申。議員立法充実策として、発議要件の3人程度への緩和、予算を伴う法案についての 加重要件の撤廃などを提言

(出典) 新聞各紙より筆者作成。

立法の抑制がたびたび求められている。

1960年代後半からは、提出件数で50件から100件の間を推移し、ついに1980年代には提出件数が概ね年間50件を下回るようになり、成立件数も含め低調に推移した。1990年代に入ると、リクルート事件以後の政治改革機運の高まりの中で、国会改革の一環として議員立法の活性化を求める主張が出てきた。また、平成5(1993)年の国会法改正により政策担当秘書制度が導入され、議員の政策立案を支援する体制が強化された。

平成5 (1993) 年の衆議院議員総選挙で政権 交代が起きると、平成6 (1994) 年6月には、土 井たか子衆議院議長・鯨岡兵輔衆議院副議長の 私的諮問機関「国会改革に関する私的研究会」 が「国会改革に関する1つの提言」を、平成8 (1996) 年6月には「議員立法の活性化に関する 1つの提言」を答申、また参議院においても、 同年12月に斎藤十朗参議院議長の諮問機関「参 議院制度改革検討会」が参議院改革の一環とし て議員立法の充実を提言し、議員立法活性化に 向けての具体的提言が相次いだ。

平成9 (1997) 年召集の第140回国会では、議員提出法案の提出件数が急増し、内容面でも、採決において大部分の会派が党議拘束をはずした臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)や、従来であれば法制審議会を経て内閣提出法案とされていたストックオプション(新株予約権)制度を導入した商法等の一部を改正する法律(平成9年法律第71号)などの議員立法が話題となった。

このように 1990 年代後半から議員立法が活性化した理由としては、①ほとんどの政党が与野党をともに経験し、また各党間の政策に大き

表 3	議員提出法案の	時期区分ごと	の回次平均提出件数、	平均成立件数および平均成立率等
-----	---------	--------	------------	-----------------

				議員提出法案		
時期区分	回次 (年)	平均提出件数	全提出法案に 占める割合	平均成立件数	全成立法案に 占める割合	平均成立率
戦後法制形成期	1- 22 (1947-1955)	34.4	27.4%	20.1	20.2%	58.4%
55 年体制安定期	23- 72 (1955-1974)	31.3	32.9%	5.6	9.7%	17.9%
与野党伯仲期	73-105 (1974-1986)	23.8	41.0%	5.1	15.5%	21.2%
自民党優勢期	106-114 (1986-1989)	10.1	22.1%	3.6	10.9%	35.2%
衆参ねじれ第1期	115-126 (1989-1993)	13.6	30.7%	4.3	13.2%	31.3%
連立政権第1期	127-142 (1993-1998)	17.6	32.9%	4.7	12.3%	26.7%
連立政権第2期	143-166 (1998-2007)	36.0	41.4%	9.3	16.5%	25.8%
衆参ねじれ第2期	167-173 (2007-2009)	30.9	53.7%	7.6	25.5%	24.5%

⁽注)時期区分は、橘幸信「議員立法から見た「ねじれ国会」・雑感―「ねじれ国会」で何が、どう変わったのか?」『ジュリスト』 1367 号, 2008.11.15, p.82. の表の時期区分に拠った。ただし、「衆参ねじれ期」を「衆参ねじれ第 1 期」に、「真正ねじれ国会」を「衆参ねじれ第 2 期」に改めた。「戦後法制形成期」は昭和 30(1955)年 11 月の 55 年体制成立まで、「55 年体制安定期」は昭和 49(1974)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「与野党伯仲期」は昭和 61(1986)年 7 月の衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙まで、「自民党優勢期」は平成元(1989)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「衆参ねじれ第 1 期」は平成 5(1993)年 8 月の衆議院議員総選挙まで、「連立政権第 1 期」は平成 10(1998)年 7 月の参議院議員通常選挙まで、「連立政権第 2 期」は平成 19(2007)年 7 月の参議院議員通常選挙までである。

(出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990;『衆議院公報』「附録 議案経過一覧」(各回次).を基に筆者作成。

な違いがなくなり、与野党間の協議が行いやすくなったこと、②連立政権下における与党内協議の延長線上で野党との協議も行いやすくなり、また政府からの法案提出にこだわらなくなってきたこと、③官僚の不祥事による官僚制度への信頼の低下などから、政治主導による立法が志向されるようになったこと、④一般市民の立法化についての要望に基づくいわゆる市民立法の現象が広がってきたことなどが指摘されている⁽²⁵⁾。

平成 19 (2007) 年の参議院議員通常選挙後の 衆参ねじれ状態、平成 21 (2009) 年の衆議院議 員総選挙を受けた政権交代等、近年の大幅な政 治状況の変化を受けて、議員立法が成立しにく くなったという指摘があるが⁽²⁶⁾、件数上の顕 著な変化はまだ見られない。今後の議員立法の 提出・成立状況が注目される。

議員提出法案についても、内閣提出法案の項

と同様の時期区分ごとに回次平均のデータを比較してみると、表3のようになる。

時期区分ごとの平均提出件数では、連立政権第2期が最も多く、戦後法制形成期が二番目に多い。他方で、平均成立件数と平均成立率では、戦後法制形成期が他の時期を大幅に引き離して多くなっているが、これは前述した「政府依頼立法」が算入されていることによると推察される。

また、議員立法の成立件数は、従来の行政の政策や方針からの大幅な変更の必要性がある場合や、政府・与党と野党の間の調整の必要性が大きい場合に増加するので、議員立法の数量的な変化は、内閣提出法案との数量的な比較において捉えるべきものであるという指摘がある⁽²⁷⁾。そこで、議員提出法案の全法案に占める割合について見ると、提出件数の割合では、与野党伯

⁽²⁵⁾ 河野久「議員立法―実務的見地から」『ジュリスト』1177 号, 2000.5.1-15, pp.84-86;「政治を読む 増える議員 立法 脱「官主導」 野党も現実的に」『読売新聞』2000.5.28; 橘幸信「議員立法から見た「ねじれ国会」・雑感 ―「ねじれ国会」で何が、どう変わったのか?」『ジュリスト』1367 号, 2008.11.15, pp.80-87. などを参照。また、この時期の議員立法については、佐々木正太郎「連立政権時代の議員立法」『大東法政論集』13 号, 2005.3, pp.89-125. が詳しい。

^{(26) 「「}ねじれ国会」議員立法 曲がり角」『日本経済新聞』2008.12.30: 「各党議員立法を 横路孝弘・衆院議長に聞く」 『朝日新聞』2009.10.24.

⁽²⁷⁾ 谷 前掲注(16), p.21; 大森·鎌田編 前掲注(13), pp.136-137.

表4 議員立法の諸類型

小島和夫「議員立法の概観」		田島信威「議員立法の実態と戦かれば、	上田章「国会改革の一項目と	石村健『議員立法』信山社出	谷勝宏 [議員立法の実証研究]	橘幸信「第2章第3節 議員
北人法字論果』33巻5方, 1983.3, pp.125-129.	条週程」 ンユリスト 805 号, 1984.1.1, pp.35-37.		しての議員上法の活性化」1月 本法政学会 法政論叢』31巻,	版, 1997, p.195.	信山仁出版, 2003, pp.9-10.	立たの企画 立条」 大条 収 票・鎌田 薫編 『立法学講義』 商事
			1995.5, pp.77-84.			法務, 2006, p.146.
(1) 国会関係の法律	(1) 議会自主立法型議員立法	(1) 成立した議員立法	(1) 成立した議員立法	(1) 事項別分野に着目した分	(1) 分配的政策型	(1) 国会自律型
		① 国会関係の法律	① 国会関係の法律	類		· 国会·選挙·政党·政治
(2) 政党の政策の表明または	(2) 政策実現型または政策表	(2)	② 地域振興、災害対策に関	① 国会関係のいわゆる立法	(2) 競争規制政策型	資金関係の法案
美規のための法律	明型議員立法	災害対策のための法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			to the second of the second of the second	
東大学 さんき 母は作名(5)	①政策実現型	(4) 業務資格に関する法律・ ※※・==================================	③ 業界、団体の利害に関する。	② 国工開発・地域振興のた	(3) 保護的規制收策型	以束実規型 F + E + E
(3) 教育振典の72めの法律	・超党派立法型		る法律	めの法律		□ 圧力回体型(予定、予野克、 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	・与党単独提案型	特定の分野におい	(4) 族議員の活躍によって生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	③ 業務資格・営業に関する※ 注注	(4) 再分配的政策型	超免派)
(4) 業界、団体等のための法	・与党・野党共同提案型	(6) 超完派的賛同を得て提案				・ 地域振興関係の法案
華	②政策表明型	に至った法律	⑤ 政党の政策実現のための	④ 教育・文化振興に関する	(5) 分配削減的政策型	
:	· 対案型					
(5) 地元の地域団体等のため	・政策先占型	ではないと考えられた法	⑥ 政府立法によって対処す	⑤ 災害対策に関する法律	(6) 機構構成政策型	・ 災害・事件等に起因する
の法律			べき事項が何らかの事情			問題解決の法案
	(3) 政府型議員立法	⑧ 政府の依頼によって議員	でむつかしく議員立法とお	(2) 成立過程の態様からみた	(7) イデオロギー的政策型	③ 議員個人型 (超党派)
(6) 議員の個人的な考えに基	(いわゆる「政府依頼立法」)	立法とされた法律				・議員の道徳・倫理観ある
のく法律 の			⑦政党色が薄く、超党派の	① 超党派の議員集団が立法		国民的基盤を有す
	(4) 個人型議員立法	(2) 成立しなかった議員立法	賛成により提案された法	化を推進した結果成立し		
(7) 内閣から提出しにくい法律		① やがて与野党の合意のう	集			
	(5) 議員提出法律の多い特異			② 国民的基盤に基づくこと		⑤ 与野党政策競合型(与党、
(8) 議員立法の改廃の法律	な分野	② 対案としての作用を果た		が適切であると考えられ		野党)
	① 特定の業界または団体の	すもの				
	ための議員立法	③ 政府立法の先駆的な意義				⑥ 政策表明型·先取型 (野党)
	(2) 地域開発または特定地域	を有するもの	③ その他の政策表明型	かったために議員立法と		· 不成立法律案
				なったとみられる法律		(7) 政策表明型·対案型(野党)
	(3) 天災による被害、戦争機			④ 政府部内における対応に		· 不成立法律案
	年者などの救済ま			躊躇があったため議員立		
	助に関する立法			法となったといわれる法律		(3) 政府依頼型
	(4) その色			⑤ その内容が射幸的である		· 政府依頼立法
				ため発案自体が政治的判		政府から提出しにくいもの
	くれば、さなこができます。			断に委ねられ議員立法と		
) 6 1			なったといわれる法律		
				(3) 特殊な分類項目として		
				① 道路関係、農林水産関係、		
				文教関係等特定の分野における「佐護員」の任動		
				450 8		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		()	1		

(出典) 各著作を基に筆者作成。なお、各著作における分類の最上位のものを(1),(2),(3)···、第2位の分類を①,②,③···とし、それ以下の分類を箇条書きとした。

仲期、連立政権第2期、衆参ねじれ第2期の高さが目立つ。他方で、成立件数の割合では、戦後法制形成期、衆参ねじれ第2期が比較的高くなっている⁽²⁸⁾。

4 新規制定の議員立法

国会の時期の議員立法については、識者により類型化が試みられてきたが、主なものをまとめると表4のようになる。

こうした諸類型を参照しつつ、成立に至った 議員立法⁽²⁹⁾のうち新規制定法律の一覧 (別表 4) を見ると、昭和 20 年代前半、すなわち初期の 国会においては、国会・選挙関係の法律や業務 資格・営業に関する法律、都市建設法などが相 次いで成立していることが分かる。昭和 20 年 代後半には、地震、水害等の災害対策関係の立 法が突出して多くなっている。 昭和30年代前半には、400人以上の議員が 提出者となった法律が複数成立している。昭和30年代後半に入ると、地域振興・国土開発 のための法律が多く見られるようになる。昭和40年代以降は、米の生産調整政策関連法をは じめ、委員長提出の法律の比率が高くなってい る。昭和50年代から平成にかけての時期には、 所得税減税関係の法律や特定の事件等に起因す る法律のほか、臓器移植関連法など各人の倫理 観により立場の異なる法律が制定されている。

平成10年代に入ると、環境対策や情報通信 関係の法律に加え、医療・福祉・年金など厚生 関係の立法が目立つ。また、基本法の増加も特 徴的である。この時期以降、平成20年代にか けては、弱者保護や被害者救済のための法律が 顕著になってきている。

(こが つよし)(きりはら やすえ)(おくむら まきと)

⁽²⁸⁾ ただし、衆参ねじれ第2期の提出件数・成立件数における議員提出法案の割合の高さは、同じ時期の内閣提出 法案の提出件数・成立件数が少ないことを考慮する必要があろう。

²⁹⁾ 平成元年までの主な議員立法については、上田章「第1回国会以来の議員立法とその経緯」『議会政治研究』12号, 1989.12, pp.13-23; 上田章ほか「国会50年・法律制定の側面(上)」『議会政治研究』41号, 1997.3, pp.22-28; 同「国会50年・法律制定の側面(中)」『議会政治研究』42号, 1997.6, pp.77-82; 同「国会50年・法律制定の側面(下)」『議会政治研究』44号, 1997.12, pp.60-73. を参照。

表1 帝国議会における法案提出件数、成立件数および成立率

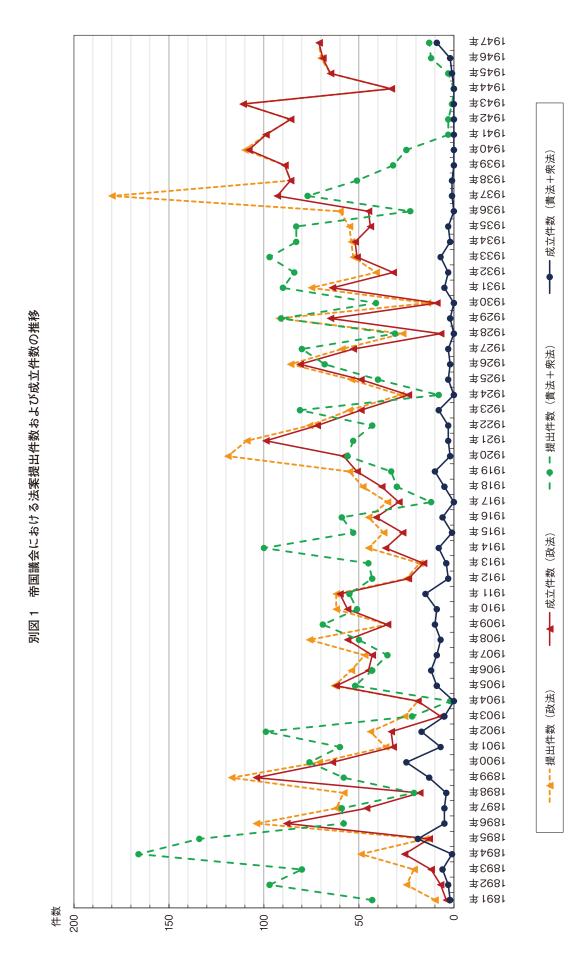
			取许			神	**			米米				青 块+衆決	-11-			 	
帝国議会 期 間		提出原件数件	成立 継続 件数 成立	売 成立率	提出	4 数 位 数 位 数 位 数	及 於 立	成立率	提出 /	成立 継 大数 成	添乜	成立率が	提出成件数件	成立 継続 件数 成立	成立率		及 存 数	张 及 立	成立率
1 (常) $1890/11/29$ \sim	1891/3/7	10	4	40.0%	2	0		%0.0	41	2		4.9%	43	2	4.7%		9		11.3%
1891 年		10	4	40.0%	2	0		%0.0	41	2		4.9%	43	2	4.7%	6 53	9		11.3%
2 (常) 1891/11/26 ~	1891/12/25	16	2	12.5%	2	0		%0.0	25	0		%0.0	54	0	0.0%		2		2.9%
特) 1892/5/6	$\sim 1892/6/14$	6	2	25.6%	1	П		100.0%	42	2		4.8%	43	က	7.0%		8		15.4%
1892 年		22	7	28.0%	3	1		33.3%	94	2		2.1%	26	3	3.1%	6 122	10		8.2%
$(常)$ 1892/11/29 \sim	$\sim 1893/2/28$	21	12	57.1%	8	П		12.5%	72	2		%6:9	80	9	7.5%	6 101	18		17.8%
1893 年		21	12	57.1%	8	1		12.5%	72	2		%6.9	80	9	7.5%	6 101	18		17.8%
> 5 (常) $ 1893/11/28 $ $ >$	$\sim 1893/12/30$	18		2.6%	5	0		%0.0	83	П		1.2%	88	1	1.1%	901 9	2		1.9%
6 (特) 1894/5/15 ~	1894/6/2	53	23	79.3%	5	0		%0.0	73	0		%0.0	78	0	0.0%	6 107	23		21.5%
7 (臨) 1894/10/18 ~	$\sim 1894/10/24$	2	2	100.0%	0	0			0	0			0	0		2	2		100.0%
1894 年		49	56	53.1%	01 10	0		%0.0	156	1		%9.0	166	1	%9'0	6 215	27		12.6%
8 (常) 1894/12/24 ~	$\sim 1895/3/23$	15	13	86.7%	9	2		33.3%	128	17		13.3%	134	19	14.2%	6 149	32		21.5%
1895 年		15	13	%2'98		2		33.3%	128	17		13.3%	134	19	14.2%	6 149	32		21.5%
(常) 1895/12/28	$\sim 1896/3/28$	104	88	84.6%		2		%2.99	22	3		2.5%	28	2	8.6%		93		57.4%
1896 年		104	88	84.6%	3	2		%2.99	22	3		2.5%	28	2	8.6%	6 162	93		57.4%
$ 10 $ (常) $ 1896/12/25 $ $ \sim $	$\sim 1897/3/24$	62	46	74.2%	2	0		%0.0	22	5		8.8%	26	2	8.5%	6 121	51		42.1%
1897 年		62	46	74.2%	2	0		%0.0	22	5		8.8%	59	5	8.5%	6 121	51		42.1%
1897/12/24	$\sim 1897/12/25$	8	0	%0.0	0	0			0	0			0	0		∞	0		%0.0
特) 1898/5/19	~ 1898/6/10	20	18	36.0%	1	0		%0.0	20	4		20.0%	21	4	19.0%				31.0%
1898 年		28	18	31.0%	1	0		%0.0	20	4		20.0%	21	4	19.0%	62 9	22		27.8%
寺常) 1898/12/3	~ 1899/3/9	117	104	88.9%	4	П		25.0%	54	12		22.2%	28	13	22.4%				%6.99
1899 年		117	104	88.9%	4	П		25.0%	54	12		22.2%	28	13	22.4%	6 175	117		%6.99
$ 14 $ (常) $ 1899/11/22 $ $ \sim $	$\sim 1900/2/23$	71	64	90.1%	0	0			92	22		32.9%	92	25	32.9%	6 147	89		%2.09
1900年		71	64	90.1%		0			92	22		32.9%	92	25	32.9%	6 147	89		%2.09
(常) 1900/12/25	$\sim 1901/3/24$	36	32	88.9%		0		%0.0	22	7		12.3%	09	7	11.7%				40.6%
1901 年		36	32	88.9%	3	0		%0.0	22	7		12.3%	09	7	11.7%				40.6%
常) 1901/12/10	$\sim 1902/3/9$	44	33	75.0%				20.0%	94	16		17.0%	66	17	17.2%				35.0%
2年		44	33	75.0%	2	П		20.0%	94	16		17.0%	66	17	17.2%	_	20		35.0%
(常) 1902/12/9	$\sim 1902/12/28$	14	0	%0.0	0	0			3	0		%0.0	3	0	%0.0		0		%0.0
18 (特) 1903/5/12 ~	1903/6/4	12	7	58.3%	0	0			19	2	- 4	26.3%	19	2	26.3%	6 31	12		38.7%
1903 年		56	7	26.9%	0	0			22	5		22.7%	22	5	22.7%	6 48	12		25.0%
19 (常) 1903/12/10	$\sim 1903/12/11$	0	0		0	0			2	0		0.0%	2	0	0.0%	6 2	0		%0.0
$\begin{bmatrix} 20 & (臨) & 1904/3/20 & \sim \end{bmatrix}$	$\sim 1904/3/29$	19	19	100.0%	0	0			0	0			0	0		19	19		100.0%
1904 年		19	19	100.0%	0	0			2	0		%0.0	2	0	0.0%	6 21	19		90.5%
$ 21 $ (常) $ 1904/11/30 $ $ \sim $	1905/2/27	63	62	98.4%		Н		20.0%	20	8		%0.91	52	6	17.3%	6 115			61.7%
5年		63	62	98.4%		П		20.0%	20	8		%0.91	52	6	17.3%				61.7%
22 (常) 1905/12/28 ~	1906/3/27	54	45	83.3%		0		%0.0	40	12		30.0%	43	12	27.9%	97	57		28.8%
1906年		54	45	83.3%	3	0		%0.0	40	12		30.0%	43	12	27.99		22		28.8%

	成立率	63.4%	63.4%	20.0%	20.0%	43.3%	43.3%	27.5%	57.5%	64.1%	64.1%	39.7%		39.7%	31.7%	31.7%	%9'82		20.0%	100.0%	30.3%	8.3%	57.1%	31.1%	45.2%	45.2%	%0:0	78.4%	61.7%	55.1%	55.1%	%8.69	%8.69	1.2%	64.8%	34.3%	83.0%	63.0%	63.0%	63.0%
合計	茶茶口																																							
	本 村 数		52		63	45	45						0	27		20	40	0		3	44	4			47	47		29			43		61	. 1	29		102	102	75	
	提出教	82	82	126	126	104	104	113	113	1117	1117	89	0	89		63	140	0	2	(F)	145	48			104	104					78		88	84	91	175		162		119
	成立率	25.7%	25.7%	14.0%	14.0%	14.5%	14.5%	17.6%	17.6%	27.3%	27.3%	7.0%		7.0%	8.9%	8.9%	7.1%		20.0%		8.0%	2.7%	0.0%	1.9%	10.2%	10.2%	0.0%	0.0%	%0.0	16.7%	16.7%	30.3%	30.3%	0.0%	7.1%	3.6%	2.7%	5.7%	7.0%	20%
貴法+衆法	张 及 立																																							
貴法	及 立 数 対 数	6	6	7	7	10	10	6	6	15	15	3	0	3	4	4	7	0	1	0	8	1	0	1	9	9	0	0	0	5	5	10	10	0	2	2	3	3	3	33
	提出	35	35	20	20	69	69	51	51	22	22	43	0	43	45	45	86	0	2	0	100	37	16	53	29	59	9	9	12	30	30	33	33	28	28	99	53	53	43	43
	成立率	25.7%	25.7%	14.9%	14.9%	15.4%	15.4%	18.8%	18.8%	27.3%	27.3%	%0'.		2.0%	8.9%	8.9%	7.1%		20.0%		8.0%	2.7%	%0.0	1.9%	10.2%	10.2%	%0:0	%0:0	%0.0	16.7%	16.7%	28.1%	28.1%	0.0%	7.1%	3.6%	2.7%	2.7%	%0.7	2 0%
뇄	※ 成立																																•							
张	及 立 数 数	6	6	7	7	10	10	6	6	15	15	3	0	3	4	4	7	0	П	0	8	1	0	П	9	9	0	0	0	5	5	6	6	0	2	2	3	3	3	۲.
	提出件数	35	35	47	47	65	65	48	48	22	22	43	0	43	45	45	86	0	2	0	100	37	16	53	29	29	9	9	12	30	30	32	32	28	28	99	53	53	43	43
	成立率			%0.0		%0.0		%0.0	%0.0																															
뇄	※ 成立																																•							
車	成 校 校 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	Н	0	0	0	0	0	0	0
	提出	0	0	3	က	4	4	က	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	П	0	0	0	0	0	0	0
	成立率	91.5%	91.5%	73.7%	73.7%	100.0%	100.0%	90.3%	90.3%	%8'96	%8.96	%0.96		80.96	88.9%	88.9%	%9'82			100.0%	80.0%	27.3%	92.3%	73.0%	91.1%	91.1%	%0.0	93.5%	85.9%	79.2%	79.2%	92.7%	92.7%	1.8%	80.5%	48.7%	8.06	80.8%	94.7%	94.7%
洪	※ 成立				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				•																															
政	及 存 数 数	43	43	99	99	35	35	99	99	09	09	24	0	24	16	16	33	0	0	3	36	3	24	27	41	41	0	29	29	38	38	51	51	1	22	28	66	66	72	72
	提出件数	47	47	92	92	35	35	62	62	62	62	25	0	25	18	18	42	0	0	3	45	11	56	37	45	45	4	31	35	48	48	22	22	56	63	119	109	109	9/	9/
	期間	$8 \sim 1907/3/27$		$8 \sim 1908/3/26$		$5 \sim 1909/3/24$		$4 \sim 1910/3/23$		$3 \sim 1911/3/22$		}	$\sim 1912/8/25$		$7 \sim 1913/3/26$		$6 \sim 1914/3/25$	$\sim 1914/5/7$	}	$\sim 1914/9/9$		$\sim 1914/12/25$	$\sim 1915/6/9$		$\sim 1916/2/28$		$7 \sim 1917/1/25$	$\sim 1917/7/14$		$7 \sim 1918/3/26$		$7 \sim 1919/3/26$		$6 \sim 1920/2/26$	$\sim 1920/7/28$		$7 \sim 1921/3/26$		$6 \sim 1922/3/25$	
		1906/12/28		1907/12/28		1908/12/25		1909/12/24		1910/12/23		1911/12/27	1912/8/23		1912/12/27		1913/12/26	1914/5/5		1914/9/4		1914/12/7	1915/5/20		1915/12/1		1916/12/27	1917/6/23		1917/12/27		1918/12/27		1919/12/26	1920/7/1		1920/12/27		1921/12/26	
<	帝国 職別 回次	23 (常)	1907年	24 (常)	1908年	25 (常)	1909年	26 (常)	1910年	27 (常)	1911年	28 (常)	(闘) 67	1912年	30 (常)	1913年	31 (常)	32 (臨)		34 (臨)	1914年	35 (常)	36 (特)	5年	37 (常)	1916年		39 (特)	1917年	40 (常)	1918年	41 (常)	1919年	42 (常)	43 (特)	1920年	(集)	1921年	45 (常)	1922 年

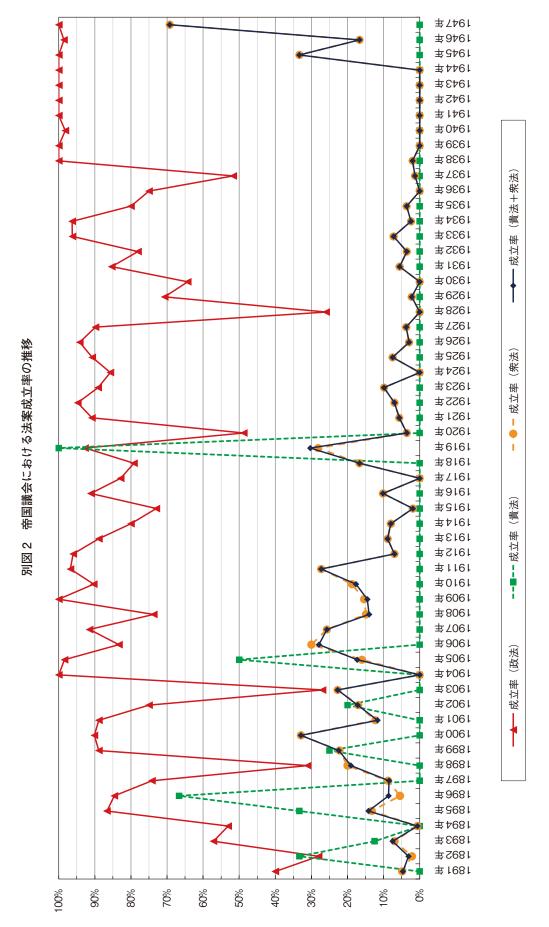
成立 継続 成立率 提出 成立 件数 成立 成立率 件数 件数
44 91.7% 0 0
%0.0
%0:96
24 85.7% 0
49 90.7% 0
81 94.2% 0
51 89.5% 0
2 100.0% 0
53 89.8% 0
0 000% 0
7 25.9% 0
70.7%
0 %0.0 0
9 64.3% 0
85.3%
64 85.3%
%0:0 0
1 100.0%
51 96.2%
48 96.0% 0
4 100.0% 0
52 96.3% 0
44 80.0% 0
44 80.0% 0
0 %0.0 0
62.8%
45 75.0% 0

	成立率	24.6%	%0.07	91.7%	36.6%	63.5%	63.5%	73.6%	73.6%	80.0%	80.0%	%2.96	100.0%	100.0%	97.1%	%9.96	100.0%	%9.96	%6:86	100.0%	100.0%	99.1%	100.0%		100.0%	97.2%	100.0%		96.2%	97.1%	86.2%	88.2%	%9.98	95.2%	95.2%	49.0%
_																							Т				I									
合計	成立 斜色数 对	48	35	Π	94	87	87	68	68	108	108	87	7	2	66	84	2	98	68	∞	14	111	33	0	33	35	9	0	22	99	99	15	71	80	80	3.136
	提出 数	195	20	12	257	137	137	121	121	135	135	06	7	2	102	87	2	86	06	8	14	112	33	0	33	36	9	0	56	89	92	17	82	84	84	6.398
	成立率	%0:0	%2.9	%0:0	1.3%	2.0%	2.0%	%0:0	%0.0	%0.0	%0.0	%0:0			%0.0	%0:0		%0:0	%0.0			%0.0				20.0%			%0:0	33.3%	11.1%	33.3%	16.7%	69.2%	69.2%	9.4%
K法	継続 成立 成立				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				•		•												•		•								•			•
貴法+衆法	成立 整件数 压数	0	-	0	-	Н	Н	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	-	П	П	2	6	6	280
	提出成件数件	61	15	-	22	51	51	32	32	25	25	က	0	0	3	က	0	က	П	0	0	1	0	0	0	2	0	0	-	3	6	3	12	13	13	2,977
		%0.0	%2.9	%0.0	1.3%	2.0%	2.0%	%0.0	%0.0	%0.0	%0.0	%0.0			0.0%	%0.0		%0.0	%0.0			0.0%				20.0%			%0.0	33.3%	11.1%	33.3%	16.7%	69.2%	69.2%	9.3% 2
	[成立率))				20				33		33	16	39	39	0,
雅法	Z 継続 及立	0	-	0	-	Н	П	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2	6	6	270
	4 成立 作数	61	15		22	51	51	32	32	25	25	3	0	0	3	3	0	3		0	0	1	0	0	0	2	0	0	_	3	6	3	2	[3	13	
	提出件数	9			7	E.	E;	m	m	2	2																									% 2,914
	成立率																																			15.9%
貴法	张 及 立																																			
Щ	本 校 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	提出件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
	成立率	35.8%	97.1%	100.0%	51.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	98.2%	100.0%	%9.86	100.0%	100.0%	83.5%
政法																																				
图	及 存 数	48	34	11	93	98	98	88	68	108	108	87	7	5	66	84	2	98	68	8	14	111	33	0	33	34	9	0	22	92	22	14	69	71	71	2,856
	提出作数	134	35	П	180	98	98	68	88	110	110	87	7	2	66	84	2	98	88	8	14	111	33	0	33	34	9	0	25	65	99	14	20	71	12	3,421
	期間	$5 \sim 1937/3/31$	$\sim 1937/8/7$	$\sim 1937/9/8$		$5 \sim 1938/3/26$		$5 \sim 1939/3/25$		$5 \sim 1940/3/26$		$5 \sim 1941/3/25$	$5 \sim 1941/11/20$	$5 \sim 1941/12/17$		$5 \sim 1942/3/25$	$\sim 1942/5/28$		$5 \sim 1943/3/25$	$\sim 1943/6/18$	$5 \sim 1943/10/28$		$5 \sim 1944/3/24$	$\sim 1944/9/11$		$5 \sim 1945/3/25$	$\sim 1945/6/12$	$\sim 1945/9/5$	$7 \sim 1945/12/18$		$\sim 1946/10/11$	$5 \sim 1946/12/25$		$8 \sim 1947/3/31$		
		1936/12/26	1937/7/25	1937/9/4		1937/12/26		1938/12/26		1939/12/26		1940/12/26	1941/11/16	1941/12/16		1941/12/26	1942/5/27		1942/12/26	1943/6/16	1943/10/26		1943/12/26	1944/9/7		1944/12/26	1945/6/9	1945/9/4	1945/11/27		1946/6/20	1946/11/26		1946/12/28		合計
· 大	元 国 天 文	70 (常)	71 (特)	72 (臨)	1937年	73 (常)	1938年	74 (常)	1939年	75 (常)	1940年	(集) 92	77 (顯)	(盟) 82	1941年	(第) 62	(鰡) 08	1942年	81 (常)	(盟) 28	83 (覇)	1943年	84 (常)	82 (盟)	1944年	(集) 98		(盟) 88	(盟) 68	1945年	(盟) 06	91 (臨)	1946年	92 (常)	1947年	

(注) 表中「(常)」は常会、「(臨)」は臨時会、「(特)」は特別会を指す。(出典) 衆議院・参議院編 [議会制度百年史 資料編』1990. を基に筆者作成。



資料編』1990.を基に筆者作成。 衆議院・参議院編『議会制度百年史 (田)



出典)衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990.を基に筆者作成。

別表 2 帝国議会における新規制定の議院提出(議員発議)法律

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
4	衆	宮津港ニ浦塩斯徳港等貿易ニ関スル船舶ノ出入及貨物ノ積卸 ヲ許スノ法律	明治 26 年 3 月 15 日法律第 13 号	神鞭知常君
4	衆	版権法	明治 26 年 4 月 14 日法律第 16 号	元田肇君外1名
8	衆	私設鉄道株式会社ニ関スル法律	明治28年2月26日法律第4号	三崎亀之助君外 12 名
8	衆	質屋取締法	明治28年3月13日法律第14号	田口卯吉君外9名
8	貴	狩猟法	明治 28 年 3 月 27 日法律第 20 号	伯爵 清棲家教君外1名
8	衆	東京府埼玉県千葉県茨城県境界変更法	明治 28 年 3 月 30 日法律第 24 号	野口褧君外2名
8	衆	震災地方租税特別処分法	明治 28 年 4 月 16 日法律第 29 号	重野謙次郎君外6名
8	衆	生糸検査所法	明治 28 年 6 月 18 日法律第 32 号	濱名信平君外3名
9	貴	官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則	明治 29 年 3 月 30 日法律第 36 号	尾崎三良君外1名
9	衆	輸入羊毛海関税免除法律	明治 29 年 3 月 30 日法律第 58 号	松尾寛三君外7名
9	衆	清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法	明治 29 年 4 月 13 日法律第 80 号	鈴木充美君外1名
9	衆	裁判所管轄ニ関スル法律	明治 29 年 4 月 20 日法律第 88 号	山田泰造君外1名
9	貴	北海道鉄道敷設法	明治 29 年 5 月 14 日法律第 93 号	公爵 近衞篤麿君外2名
10	衆	水害地方地租特別処分法	明治 30 年 3 月 31 日法律第 30 号	大竹貫一君外 43 名
10	衆	家禄賞典禄処分法	明治 30 年 11 月 1 日法律第 50 号	深山聳峮君外 38 名
12	衆	水害地方地租特別処分法	明治 31 年 7 月 28 日法律第 22 号	淺香克孝君外 36 名
13	衆	水害地方地租特別処分法	明治32年2月2日法律第3号	前川槇造君外 23 名
13	衆	愛媛県下郡界変更法律	明治 32 年 2 月 22 日法律第 22 号	重岡薫五郎君
13	衆	失火ノ責任ニ関スル法律	明治 32 年 3 月 8 日法律第 40 号	重岡薫五郎君外2名・利光鶴 松君外7名
13	衆	特別年限地租増徴ニ関スル法律	明治32年3月8日法律第43号	藤金作君外 10 名
13	衆	地価地租ニ銭位未満ノ端数ヲ生スルトキ計算ニ関スル法律	明治 32 年 3 月 10 日法律第 57 号	野間豐五郎君外1名
13	貴	宅地組換法	明治 32 年 3 月 14 日法律第 62 号	水野遵君
13	衆	肥料取締法	明治32年4月6日法律第97号	利光鶴松君外3名
13	衆	府県農事試験場国庫補助法	明治32年6月8日法律第102号	稻垣示君外 2 名
13	衆	農会法	明治 32 年 6 月 9 日法律第 103 号	三橋四郎次君外 12 名
13	衆	小学校教育費国庫補助法	明治 32 年 10 月 20 日法律第 107 号	大隈英麿君外3名・根本正君 外7名
14	衆	水害地方地租特别処分法	明治33年1月9日法律第1号	阿部興人君外 11 名
14	衆	商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律	明治 33 年 2 月 26 日法律第 17 号	木村格之輔君
14	衆	虫害地地租特別処分法	明治33年3月1日法律第24号	板東勘五郎君外 13 名
14	衆	未成年者喫煙禁止法	明治33年3月7日法律第33号	根本正君外 4 名
14	衆	重要物産同業組合法	明治33年3月7日法律第35号	恒松隆慶君外5名
14	衆	自家用醬油税法	明治 33 年 3 月 10 日法律第 43 号	西谷金藏君
14	衆	救育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律	明治 33 年 3 月 13 日法律第 51 号	横山富次郎君外7名
14	衆	裁判所設立及管轄区域変更ニ関スル法律	明治 33 年 3 月 14 日法律第 58 号	西原清東君外3名
14	衆	地上権ニ関スル法律	明治 33 年 3 月 27 日法律第 72 号	元田肇君外8名
14	衆	殖林ノ為設定シタル地上権登記ニ関スル法律	明治 33 年 3 月 31 日法律第 79 号	磯田和藏君外 5 名
14	衆	外国ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚粕ニ関スル法律	明治 33 年 8 月 27 日法律第 86 号	加藤政之助君外7名
14	衆	外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ関スル法律	明治 33 年 9 月 15 日法律第 87 号	星亨君外5名
15	衆	開墾地、開拓地、新開地年期継続ニ関スル法律	明治 34 年 4 月 13 日法律第 31 号	早川龍介君外3名
15	衆	売職法	明治 34 年 4 月 13 日法律第 37 号	後藤文一郎君外9名
16	衆	京都府下国界並郡界変更法律	明治 35 年 3 月 11 日法律第 14 号	野尻岩次郎君外2名
16	衆	課税標準額及税額計算ニ関スル法律	明治 35 年 3 月 12 日法律第 22 号	菅野傳右衞門君
16	衆	虫害地地租特別処分法	明治 35 年 3 月 18 日法律第 25 号	橋本久太郎君外3名
16	衆	雹害地地租特別処分法	明治 35 年 3 月 18 日法律第 26 号	新井章吾君外 2 名
16	衆	輸入原料砂糖戻税法	明治 35 年 3 月 26 日法律第 33 号	根本正君外2名
16	衆	外国領海水産組合法	明治 35 年 3 月 28 日法律第 35 号	長谷場純孝君外2名
16	貴	郡費分賦ノ件ニ関スル法律	明治 35 年 4 月 5 日法律第 40 号	男爵 末松謙澄君
16	衆	国勢調査ニ関スル法律	明治 35 年 12 月 2 日法律第 49 号	内藤守三君外 10 名
16	衆	年齢計算ニ関スル法律	明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号	持田若佐君
18	衆	災害地地租延納ニ関スル法律	明治36年6月16日法律第3号	木村半兵衞君外9名・矢島中 君外10名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
21	衆	俘虜処罰ニ関スル法律	明治38年3月1日法律第38号	元田肇君外1名
21	衆	外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関 スル法律	明治 38 年 3 月 20 日法律第 66 号	花井卓藏君外1名
21	衆	刑ノ執行猶予ニ関スル法律	明治38年4月1日法律第70号	元田肇君
22	衆	災害地方田畑地租免除ニ関スル法律	明治 39 年 3 月 17 日法律第 10 号	長谷場純孝君外 4 名
22	衆	屠場法	明治 39 年 4 月 11 日法律第 32 号	川島瀧藏君外1名
22	衆	医師法	明治 39 年 5 月 2 日法律第 47 号	山根正次君・青柳信五郎君外 3 名
22	衆	歯科医師法	明治39年5月2日法律第48号	青柳信五郎君外1名
22	衆	債務者ニ代位スル債権者ノ登記申請ニ関スル法律	明治39年6月22日法律第55号	高橋安爾君外2名
23	衆	和歌山県下郡界変更法律	明治 40 年 4 月 10 日法律第 36 号	請願委員長
25	衆	家禄賞典禄処分ニ関スル法律	明治 42 年 4 月 1 日法律第 21 号	請願委員長
25	衆	裁判所又ハ関東都督府法院関東裁判所台湾総督府法院統監府 都督府民政署長若ハ民政支署長ノ判決ノ執行ニ関スル法律	明治 42 年 4 月 14 日法律第 36 号	齋藤二郎君外 4 名
25	衆	建物保護ニ関スル法律	明治 42 年 5 月 1 日法律第 40 号	高木益太郎君外1名
25	衆	新聞紙法	明治 42 年 5 月 6 日法律第 41 号	村松恒一郎君外1名
26	衆	予約出版法	明治 43 年 4 月 16 日法律第 55 号	青柳信五郎君外1名
26	衆	立木ノ先取特権ニ関スル法律	明治 43 年 4 月 16 日法律第 56 号	村井善四郎君外2名
27	衆	朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	明治44年3月25日法律第30号	花井卓藏君
27	衆	貴族院及衆議院速記技手在官年月数ニ関スル法律	明治44年4月1日法律第67号	福井三郎君外 4 名
27	衆	広告物取締法	明治44年4月7日法律第70号	松田源治君外 4 名
30	衆	運河法	大正2年4月9日法律第16号	漆昌巌君
30	衆	米及籾移入税廃止ニ関スル法律	大正2年4月9日法律第17号	大内暢三君外1名
31	衆	公共団体ノ管理スル公共用土地物件ノ使用ニ関スル法律	大正3年4月4日法律第37号	原田十衞君外 15 名
41	衆	家禄賞典禄処分ニ関スル法律	大正8年4月5日法律第34号	川原茂輔君外 16 名
41	衆	没禄処分ヲ受ケタル者ニ対スル給与処分ニ関スル法律	大正8年4月5日法律第35号	川原茂輔君外 16 名
41	貴	史蹟名勝天然紀念物保存法	大正8年4月10日法律第44号	侯爵 德川賴倫君外6名
41	衆	司法代書人法	大正8年4月10日法律第48号	鈴木富士彌君外1名
44	衆	埼玉県下郡界変更ニ関スル法律	大正 10 年 4 月 12 日法律第 65 号	粕谷義三君外3名
45	衆	未成年者飲酒禁止法	大正 11 年 3 月 30 日法律第 20 号	根本正君外 4 名
46	衆	産業組合中央金庫法	大正 12 年 4 月 6 日法律第 42 号	床次竹次郎君外 11 名
46	衆	司法官試補及弁護士ノ資格ニ関スル法律	大正 12 年 4 月 30 日法律第 52 号	熊谷直太君外 4 名
51	衆	旧慣ニ依リ永小作権者カ地租額負担ヲ約シタル田畑ノ地租免 除ニ関スル法律	大正 15 年 3 月 31 日法律第 47 号	大石大君
63	衆	道路法中特例ニ関スル法律	昭和7年9月14日法律第35号	牧野賤男君外9名
64	衆	身元保証ニ関スル法律	昭和8年4月1日法律第42号	一松定吉君外3名
64	衆	少年教護法	昭和8年5月5日法律第55号	荒川五郎君外 66 名
73	衆	支那事変ニ際シ召集中ノ者ノ選挙権及被選挙権等ニ関スル法 律	昭和 13 年 5 月 18 日法律第 84 号	清瀬一郎君外1名・中村高一 君外3名・櫻内幸雄君外21名
86	衆	戦時森林資源造成法	昭和20年4月4日法律第35号	小山邦太郎君外 135 名
90	衆	地方競馬法	昭和 21 年 11 月 20 日法律第 57 号	小笠原八十美君外 4 名
92	衆	選挙運動の文書図画等の特例に関する法律	昭和 22 年 3 月 17 日法律第 16 号	大野伴睦君外6名
92	衆	国会法	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 80 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 81 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	国会予備金に関する法律	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 82 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	議院事務局法	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 83 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	国会図書館法	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 84 号	大野伴睦君外 19 名
92	衆	国会職員法	昭和 22 年 4 月 30 日法律第 85 号	大野伴睦君外 19 名

⁽注)「種別」の項中、「貴」は貴族院提出法律、「衆」は衆議院提出法律を指す。また、法律名等の記述に際しては、適宜旧字体を新字体に改めた。

⁽出典) 国立国会図書館「日本法令索引」データベース〈http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/〉を基に筆者作成。

13.5% 11.2% 33.3% 19.0% 14.0% 16.5% 21.3% %9.62 %9.62 11.8% 30.8% 39.3% 15.0% (衆法+参法)÷ 関法+衆法+参法) 成立 31.4% %9.89 32.8% 24.6% 34.9% 16.9% 52.4% 37.8% 13.5% 44.4% 22.0% %0:0 34.2% 28.5% 33.3% %0.001 41.4% 0.001 45.8% 29.8% 77.1% 82.5% 90.1% 91.3% %1.99 64.1% 72.4% 35.0% 84.0% 88.2% 93.7% 77.8% %2.09 27.6% %9.92 21.1% 75.0% 81.6% %8'89 28.6% 0.0% 9 10 3 17 継続成立 合計 17 13 176 9 158 158 37 37 250 63 315 224 28 47 299 09 314 308 308 203 20 20 20 22 3 195 2 7 2 | 9 254 成件数数 48 37 75 75 357 36 37 332 332 278 65 344 348 349 277 19 29 35 29 61 225 提出件数 62.5% 86.0% 71.4% 83.3% 72.7% 72.0% 20.0% 38.1% 38.7% 50.0% 78.6% 71.0% %8.89 79.5% 15.4% 37.0% 37.0% 26.9% 80.0% 18.2% 0.0% 0 S 2 ∞ 9 衆法+参法 継続成立 ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ 0 6 8 2 0 0 2 2 2 4 100 27 10 10 4 4 A 成 存 数 0 0 0 77 0 8 1 13 4 95 | 15 | 46 | 46 99 108 135 50.0% 83.3% 18.8% 33.3% 66.7% 50.0% 62.5% %2.99 62.5% 100.0% 57.9% 12.5% 100.0% 27.3% 53.8% 17.6% 0.0% 0.0% 43.2% 0.0% 0.0% 0.0% Ø 2 継続 成立 法 0 2 0 8 3 25 11 0 0 5 9 9 立数 成件 3 27 30 0 19 19 20 37 88 32 24 提出 72.7% 83.3% 25.0% 22.5% %9.87 75.0% 75.3% %0.001 41.2% 40.9% 44.9% 25.6% 42.7% 20.0% %6:06 %9.06 84.2% 51.5% 成立率 2 2 2 9 総売 法 8 448 65 65 61 35 4 24 5 10 20 29 29 18 2 8 12 2 2 2 2 2 存 校 校 28 38 14 57 0 8 3 | 8 0 81 0 23 88 $^{\circ}$ 51 73 22 16 28 103 13 81 提出 成立件数および成立率 80.0% 85.0% 91.9% 85.0% 86.0% 93.1% 95.6% 94.9% 26.7% %0.001 94.1% 100.0% %9.19 96.2% %6.06 82.0% 91.8% 10000 92.0% %0.0 95.9% 100.0% 40.0% 6 张 立 37 241 236 237 176 10 186 0 95 15 6 10 145 150 150 150 150 150 150 150 150 173 51 224 236 187 271 60 295 295 20 20 43 43 181 0 10 225 9 58 212 54 236 249 249 691 15 10 383 150 10 160 172 128 159 194 182 161 161 国会における法案提出件数、 72/23 1956/12/13 1948/11/30 712/3 12/9 1951/11/30 1953/11/7 /12/8 /6/15 /5/19 25 /5/31 1951/8/18 1952/8/28 12/91/24 1955/7/30 12/9 1951/6/5 31 1953/3/14 1953/3/20 1953/8/10 1950/7/31 1958/4/ 1948/1 1955/1 1954/ 1949/ 1950/ 1952/ 1952/ 1953/ 1957/ 1947/ 1948/ 1949/ 1950/ 1954 /2261 /9261 噩 ? 7 7 7 } 7 (7 /12/20 /12/10 12/201948/12/1 1949/2/11 1949/10/25 1950/12/10 1951/10/10 1953/10/29 1953/12/10 1954/12/10 1956/11/12 1947/12/10 1948/10/11 12/4 91/8/ 1952/10/24 1954/11/30 /22 1956/12/20 1950/7/12 1950/11/21 1952/8/26 1952/8/31 1953/3/18 1953/5/18 1953/11/30 1955/3/18 1947/5/20 1957/11/1 1949/1 1957/ 1951/ 1921/ 1922/ 緊急集会 16 (特) 17 (臨) 18 (臨) 能 羅 (選) (李 (盟 (選) (選) 經歷 | 世 | 世 | 世 | 能 羅 羅 (李 **全** (世 (美) 緊急集会 <u>#</u> (李 |歴 国会回次 別表3 1949年 1950年 1953年 955年 枡 1952年 枡 枡 951 954 10 15 19 2 3 926 22 23 1957 83 13 20 23 23 S 12 0 က 9 ∞ 6 21

(英)	村	%0:0	%0.0	9.4%	%9.9	%0.0	2.9%	6.4%	8.1%	100:0%		14.8%	%8.6	6.3%	11.7%	8.0%	4.8%	40.0%	%0.0	2.9%	5.4%	20.0%	15.4%	%9.9	7.7%	9.1%	7.8%	10.1%	%0.0	%0.0	%2.6	7.5%		8.3%	7.5%		4.4%	%0.0	12.5%	4.8%	9.1%		%0.0
+ 参法) 報法+参	成立									ļ	9																																
(衆法+参法)÷ (閣法+衆法+参法)	提出	77.3%	31.7%	28.6%	31.0%	33.3%	45.9%	33.7%	25.1%	100:0%	100:0%	24.2%	27.4%	31.0%	38.0%	33.0%	29.2%	82.0%	8.3%	33.3%	32.0%	18.2%	27.8%	29.9%	31.5%	47.4%	32.6%	32.3%	%0:0	16.7%	30.3%	33.3%		21.4%	32.7%		26.9%	%0.09	33.3%	28.0%	35.7%		25.0%
	成立率	22.7%	10.0%	29.6%	68.3%	%2.99	25.7%	%0.99	65.2%	100.0%	%0.0	81.8%	65.7%	52.3%	63.6%	25.5%	64.2%	21.7%	16.7%	58.2%	61.4%	4.5%	72.2%	54.5%	%2.99	22.9%	%6:29	%2.69	%0.09	16.7%	65.2%	62.8%		85.7%	64.1%		%6:29	20.0%	%2.99	64.9%	28.9%		28.3%
合計	张 及立			2			4	4	5	4			6		1	1	2	10	П	13					3	2	ಬ	1	П		2		2	3	2				П	1	5		
⟨□	成立 件数	D.	9	171	183	2	34	219	135	Н	0	27	163	160	22	237	145	വ	2	152	167	2	13	182	169	11	180	138	3	3	144	147	0	12	159	0	137	П	8	146	66	0	7
	提出件数	22	09	287	268	3	61	332	207	-	7	33	248	306	121	427	226	23	12	261	272	44	18	334	254	19	273	198	ಬ	18	221	234	0	14	248	0	208	5	12	222	168	0	12
	成立率	%0.0	%0.0	19.5%	14.5%	%0.0	7.1%	12.5%	21.2%	0.001	%0.0	20.0%	23.5%	10.5%	%9.61	13.5%	%9'01	10.0%	%0:0	10.3%	10.3%	12.5%	40.0%	12.0%	16.3%	11.1%	15.7%	21.9%		%0.0	%6.02	14.1%		33.3%	14.8%		10.7%	%0.0	25.0%	11.1%	15.0%		%0.0
多法	継続 成立			4			2	2	4	<u> </u> ' '	<u></u>		4					2		2				•	1		-							2	2		••••••						
衆法+参法	成立 継行数 成数	0	0	16	12	0	2	14	=	-	0	4	16	10	6	19	7	2	0	6	6	1	2	12	13	1	14	14	0	0	14	Ξ	0	-	12	0	9	0	-	7	6	0	0
	提出	17	19	82	83	Н	83	112	52	-	7	~	89	92	46	141	99	82	_	82	28	8	5	100	08	6	68	64	0	3	29	2/8	0	3	81	0	26	3	4	63	09	0	3
	成立率 推	%0.0	%0:0	15.4%	%0.0		%0.0	0.0%	20.0%			%0.0	40.0%	2.7%	8.3%	6.4%	%0.0	%0.0		%0.0	2.9%	%0:0		5.7%	2.6%		2.6%	21.1%		%0:0	18.2%	%0:0		%0.0	%0.0		%0:0	%0.0		%0:0	13.3%		
	张 游 成立			_				•		ļ			4					-		П				•			•	2			_									•			
参法	成立 継 件数 成	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	1	3	0	0	0	0	2	0	0	2	-	0	П	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	提出成件数件	П	9	56	14	0	2	16	4	0	0	-	2	35	12	47	17	6	0	36	34	П	0	35	18	0	18	19	0	3	22	18	0	2	20	0	13	П	0	14	15	0	0
		%0:0	%0:0	21.4%	17.4%	%0.0	7.7%	14.6%	18.8%	100.0%	%0:0	57.1%	22.2%	13.3%	23.5%	17.0%	14.3%	18.2%	%0.0	14.8%	13.2%	14.3%	40.0%	15.4%	19.4%	11.1%	18.3%	22.2%			22.2%	18.3%		100.0%	19.7%		14.0%	%0.0	25.0%	14.3%	15.6%		%0.0
	成立率	0	0	3 21	17	0	2 7	2 14		100	0	57	4 22	13	23	17	14	18	0	1 14	13	14	40	15	19	11	18	22			22	18		2 100	2 19		14	0	25	14	15		
衆法	業技工	0	0		~	0			6		0	4		8	8	9	7	~	0	6	7	1	2)	~	1	~)	0	0)		0			0	9	0		7	7	0	0
	成立			3 12				5 14			2	2 2	3 14			1 16			1			7	5 2	5 10	2 12	6	1 13	5 10	0	0	5 10	0 11	0		1 12	0		2 (4			0	3
	提出	91 9	6 13	92 9	69 9		6 26	96 9	6 48				6 63	9 9	6 34	6 94	6 49	6 11	,,	6 61	6 53			6 65	6 62		6 71	6 45			6 45	9 9		,,	6 61		6 43			6 49	6 45		
	成立率	100.0%	14.6%	75.6%	92.4%	100.0%	%0'.26	93.2%	80.0%			92.0%	81.7%	71.1%	%2'06	76.2%	86.3%	100.0%	18.2%	82.2%	85.4%	2.8%	84.6%	72.6%	89.7%	100.0%	90.2%	92.5%	%0.09	20.0%	84.4%	87.2%		100.0%	88.0%		86.2%	20.0%	87.5%	82.8%	83.3%		77.8%
閣法	継続 成立			П			2	2	-	4			5		1	1	2	∞	П	11					2	2	4	1	П		2		2	1	3				П	П	5		
<u> </u>	成立 件数	5	9	155	171	2	32	205	124	0	0	23	147	150	89	218	138	33	2	143	158	1	11	170	156	10	166	124	3	3	130	136	0	11	147	0	131	1	7	139	90	0	7
	提出件数	5	41	202	185	2	33	220	155	0	0	25	180	211	75	286	160	က	П	174	185	36	13	234	174	10	184	134	5	15	154	156	0	Ξ	167	0	152	2	8	162	108	0	6
		8/2/	7/21		5/2	7/3	72/27		7/15	7/22	1960/10/24	1960/12/22		8/9,	10/31		5/7	9/2	1962/12/23		9/2	1963/10/23	12/18		92/9,	12/18		(6/1	8/11	1965/12/13		.6/27	7/30	1966/12/20		1966/12/27	7/21	8/18	1967/12/23		6/3	8/10	12/21
<u> </u>	=	- 1958/7/8	- 1958/12/7		$\sim 1959/5/2$	- 1959/7/3	$\sim 1959/12/27$		- 1960/7/15	$\sim 1960/7/22$				$\sim 1961/6/8$	$\sim 1961/10/31$		$\sim 1962/5/7$	- 1962/9/2			- 1963/7/6		- 1963/12/18		$\sim 1964/6/26$	$\sim 1964/12/18$		- 1965/6/1	- 1965/8/11			$\sim 1966/6/27$	$\sim 1966/7/30$				- 1967/7/21	- 1967/8/18			$\sim 1968/6/3$	1968/8/10	$\sim 1968/12/21$
\$	州	∕10 ~	\sim 62/			\sim 27			~ 62/2)/17 ~	2/5 ~						√4 ~	~ 8/7		$2/24 \sim$	$1/15 \sim$	2/4 ~					$2/21 \sim$	\sim 27)/5 ~				\sim 08/1		\sim 12/2	$^{\prime}15$ $^{\sim}$	\sim 22/	2/4 ~				
		1958/6/10	1958/9/29		1958/12/10	1959/6/22	1959/10/26		1959/12/29	1960/7/18	1960/10/17	1960/12/5		1960/12/26	1961/9/25		1961/12/9	1962/8/4	1962/12/8		1962/12/24	1963/10/15	1963/12/4		1963/12/20	1964/11/9		1964/12/21	1965/7/22	1965/10/5		1965/12/20	1966/7/1	1966/11/30		1966/12/27	1967/2/15	1967/7/27	1967/12/4		1967/12/27	1968/8/1	1968/12/10
4	国公司	(株)	(盟)	升	(美)	(盟)	(盟)	年	(美)	(盟)	(盟)	(株)	年	(幾)	(盟)	年	(世)	(盟)	(盟)	年	(選)	(盟)	(株)	年	(巣)	(盟)	年	(第)	(盟)	(盟)	年	(選)	(盟)	(盟)	年	(第)	(操)	(盟)	(盟)	年	(巣)	(盟)	(盟)
	IH Ħ	53	30	1958年	31	32	33	1959年	34	35	36	37	1960年	38	39	す 1961	40	41	42	1962 年	43	44	45	1963年	46	47	1964年	48	49	20	1965年	51	52	53	非996 1	54	22	99	22	1967年	28	26	09

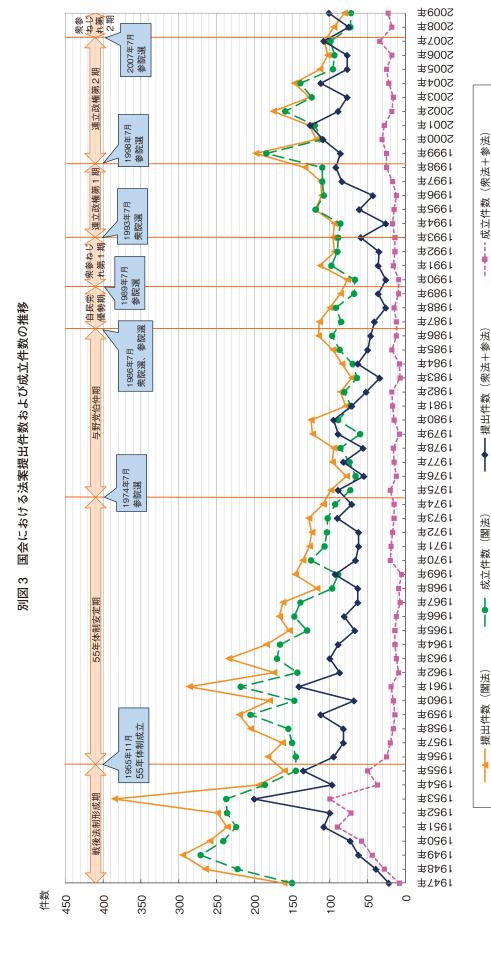
3法)÷(+***)	成立	8.5%	%0.9	3.7%	5.3%	15.5%	%6.9	13.8%	13.9%		22.2%	15.1%	12.8%		25.0%	14.0%	12.7%	12.7%	14.1%		12.5%	13.9%	30.6%	3.2%	21.5%	14.7%	20.0%		15.4%	14.5%		12.5%	%0.09	16.9%	12.9%	29.4%		15.7%	14.3%	%0:0		6.3%	11.8%
(衆法+参法)÷ (閣法+衆法+参法)	海 開	35.0%	41.5%	28.3%	38.9%	35.9%	15.6%	32.7%	34.0%		26.7%	32.8%	33.5%		30.8%	33.3%	41.3%	41.3%	36.2%	100.0%	20.0%	39.4%	50.4%	39.2%	47.3%	38.9%	25.0%		41.4%	48.3%		38.1%	27.3%	45.8%	36.4%	40.9%		37.1%	40.9%	20.8%	100.0%	13.8%	45.0%
	成立率	28.9%	34.7%	28.7%	39.3%	68.2%	%9:06	71.8%	%6.79		%0.09	%2.99	63.0%		92.3%	65.1%	54.1%	54.1%	%2.19	%0.0	57.1%	%0.09	45.3%	%8.09	49.5%	%2.09	20.0%		28.6%	21.7%		38.1%	45.5%	49.7%	%6:29	77.3%		67.5%	45.6%	4.9%	%0.0	25.2%	32.1%
岩	张 院 戊立	5	3		က		П	П	က		1	4	6		က	12			16			16	5		5	П	9		7			2		2	10	Т		Π	4				4
ŲΠ	赵	106	29	27	94	116	29	145	108	0	18	126	109	0	12	121	118	118	92	0	16	108	62	31	93	89	10	0	78	9/	0	8	5	89	85	17	0	102	49	3	0	16	89
	提出	180	193	46	239	170	32	202	159	0	30	189	173	0	13	186	218	218	149	3	28	180	137	51	188	113	20	0	133	147	0	21	11	179	129	22	0	151	115	61	7	29	212
	成立率	14.3%	2.0%	7.7%	5.4%	29.5%	40.0%	30.3%	27.8%		20.0%	30.6%	24.1%		75.0%	27.4%	16.7%	16.7%	24.1%	%0.0	14.3%	21.1%	27.5%	2.0%	22.5%	22.7%	18.2%		21.8%	15.5%		12.5%	100.0%	18.3%	23.4%	25.6%		28.6%	14.9%	%0.0	%0.0	25.0%	%0.6
衆法+参法	张 戊立							•				•				•			П			1													П			Н	П				П
来法-	本 校 校 校	6	4	1	ಬ	18	2	20	15	0	4	19	14	0	က	17	15	15	13	0	2	15	19	1	20	10	2	0	12	Π	0	-	3	15	Π	5	0	16	7	0	0	1	∞
	提出教	63	80	13	93	61	D	99	55	0	∞	62	28	0	4	62	06	66	54	3	14	71	69	20	86	44	11	0	22	71	0	8	က	82	47	6	0	26	47	31	7	4	68
	成立率	13.3%	%0.0	%0.0	%0.0	4.5%		4.5%	%0.0			%0:0	%0:0			%0:0	4.0%	4.0%	%0:0		10.0%	2.0%	%0.0	%0:0	%0:0	%0.0	16.7%		3.8%	%0.0		%0:0		%0:0	7.1%	33.3%		11.8%	%0:0	%0:0			%0:0
뇄	张 范 立							••••																	•••••									•••••	П			П					
杨	本 校 校 校	2	0	0	0	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	П	1	0	0	П	1	0	0	0	0	П	0	П	0	0	0	0	0	П	1	0	2	0	0	0	0	0
	提出件数	15	22	11	33	22	0	22	19	0	0	19	10	0	0	10	22	22	10	0	10	20	59	13	42	20	9	0	56	19	0	П	0	20	14	3	0	17	11	6	0	0	20
	成立率	14.6%	%6:9	20.0%	8.3%	43.6%	40.0%	43.2%	42.9%		20.0%	44.2%	29.2%		75.0%	32.7%	21.5%	21.5%	29.5%	%0.0	25.0%	27.5%	47.5%	14.3%	45.6%	41.7%	20.0%		37.9%	21.2%		14.3%	100.0%	24.2%	30.3%	%2.99		35.9%	19.4%	%0:0	%0.0	25.0%	11.6%
衆法	张 院 戊立																		П			1																	Т				П
张	本 校 校 数	7	4	1	വ	17	2	19		0	4	19	14	0	3	17	14	14	13	0	1	14	19	П	20	10		0	Π		0	-	3	15	10	4	0	14	7	0	0	1	8
	提出	48	28	2	09	33	വ	44	33	0	8	43	48	0	4	25	65	65	44	3	4	51	40	7	47	24	5	0	53	25	0	7	က	62	33	9	0	33	36	22	7	4	69
	成立率	85.9%	25.8%	78.8%	%0.19	%6.68	100.0%	%6.16	%9.88		63.6%	84.3%	85.6%		100.0%	83.9%	80.5%	80.5%	83.2%		100.0%	85.3%	63.2%	%8.96	73.7%	84.1%	88.9%		84.6%	85.5%		53.8%	25.0%	76.3%	90.2%	92.3%		90.5%	%8.19	10.0%		%0.09	48.8%
閣法	张 拉	2	3		က		Н	1	3		-	4	6		က	12			15			15	5		2	1	9		7			2		2	6	1		10	က				က
整	4 数 次 数 数	26	63	56	88	86	27	125	93	0	14	107	95	0	6	104	103	103	62	0	14	93	43	30	73	28	8	0	99	65	0	7	2	74	74	12	0	98	42	3	0	15	09
	提出	117	113	33	146	109	27	136	105	0	22	127	115	0	6	124	128	128	92	0	14	109	89	31	66	69	6	0	28	9/	0	13	8	26	82	13	0	92	89	30	0	22	123
			~ 1969/8/5	$\sim 1969/12/2$		$\sim 1970/5/13$	~ 1970/12/18		$\sim 1971/5/24$	$\sim 1971/7/24$	$\sim 1971/12/27$		~ 1972/6/16	$\sim 1972/7/12$	$\sim 1972/11/13$		$\sim 1973/9/27$		$\sim 1974/6/3$	$\sim 1974/7/31$	$\sim 1974/12/25$		~ 1975/7/4	$\sim 1975/12/25$		$\sim 1976/5/24$	~ 1976/11/4	$\sim 1976/12/28$		~ 1977/6/9	~ 1977/8/3	$\sim 1977/11/25$	$\sim 1977/12/10$		$\sim 1978/6/16$	$\sim 1978/10/21$	1978/12/12		$\sim 1979/6/14$	~ 1979/9/7	$\sim 1979/11/16$	1979/12/11	
=======================================	超						1				1			}			l											- 1		- 1							}		1			}	
			1968/12/27	1969/11/29		1970/1/14	1970/11/24		1970/12/26	1971/7/14	1971/10/16		1971/12/29	1972/7/6	1972/10/27		1972/12/22		1973/12/1	1974/7/24	1974/12/9		1974/12/27	1975/9/11		1975/12/27	1976/9/16	1976/12/24		1976/12/30	1977/7/27	1977/9/29	1977/12/7		1977/12/19	1978/9/18	1978/12/6		1978/12/22	1979/8/30	1979/10/23	1979/11/16	
	———	10	(集)	(盟)	141	(李)	+	1,1	(世		(盟)	141	(選)	(盟)	(盟)	145	(株)	141	(巣)	(盟)	(盟	141	(第)	(盟		(進)	(盟)	(盟	111	-	\rightarrow	\rightarrow	(盟	141	(集)	(盟)	(盟)	141	(戦)	(盟)		(関)	141
\ \ I	国公司	1968年	61	62	1969年	63		1970年	65	99		1971年	89	69	70	1972年	71	1973年	72	73	74	1974年	75	92	1975年		282	79	1976年		81	85	83	1977年	84	85	98	1978年	87	88	i i	06	1979年

法)÷ +参法)	成立	13.2%		17.9%	14.4%	18.8%	25.0%	19.1%	18.9%	%0.0	18.2%	10.5%		7.1%	%6.6	10.3%	10.3%	16.3%	23.1%	17.1%	13.1%			4.0%	11.0%	11.1%	20.0%		16.7%	12.4%	10.7%	26.1%	14.0%	6.3%		38.5%	11.7%	100.0%	10.8%	%0.0	11.8%	10.8%	80.0%
(衆法+参法)÷ (閣法+衆法+参法)	提出	44.9%	%0.0	39.2%	43.2%	47.9%	37.5%	47.3%	38.6%	16.7%	37.7%	30.1%		40.9%	32.4%	45.9%	45.9%	35.4%	25.0%	34.2%	28.1%			30:0%	%9'82	%0.02	%6:09		%9'82	26.5%	17.8%	35.0%	%9.02	13.3%		75.0%	29.5%	%9'82	25.5%	%0:0	25.2%	18.4%	62.5%
	成立率	45.5%	%0.0	54.9%	47.3%	29.9%	20.0%	29.3%	72.0%	%2.99	71.7%	%2'89		63.6%	%9'.29	53.1%	53.1%	%8.02	81.3%	71.9%	69.4%			62.5%	%2'.29	64.8%	43.5%		82.7%	62.6%	83.2%	95.0%	84.9%	71.1%		40.6%	63.1%	14.3%	78.7%	20.0%	73.8%	81.6%	31.3%
台計	张 立	6		2	11	4	2	9	33	П	4	3		7	10			8	9	14							15		3	18		7	7			18	18					1	9
4-	成立 件数	9/	0	28	104	85	4	68	92	4	66	22	0	14	71	2/8	282	95	13	105	8	0	0	22	109	81	10	0	9	26	84	23	107	64	0	13	77	-	74	-	9/	93	2
	提出件数	167	2	51	220	142	8	150	132	9	138	83	0	22	105	147	147	130	16	146	121	0	0	40	191	125	23	0	7	155	101	22	126	06	0	32	122	7	25	2	103	114	16
	成立率	13.3%		25.0%	15.8%	23.5%	33.3%	23.9%	35.3%	%0.0	34.6%	24.0%		11.1%	%9.02	12.7%	12.7%	32.6%	75.0%	36.0%	32.4%			8.3%	26.1%	36.0%	14.3%		20.0%	29.3%	20.0%	75.0%	27.7%	33.3%		20.8%	25.0%	20.0%	33.3%		34.6%	47.6%	40.0%
参法	旅 放 立					_		1	_	-	2	2		2	4												3			3						_	-						
44	成立 維 件数 由	10	0	2	15	16	П	17	18	0	18	9	0	П	7	8	8	15	3	18	11	0	0	П	12	6	2	0	1	12	6	9	15	4	0	5	6	Н	∞	0	6	10	4
	提出件数	75	0	20	62	89	က	71	51	-	52	22	0	6	34	63	63	46	4	20	8	0	0	12	46	22	14	0	2	41	18	8	26	12	0	24	36	2	24	0	36	21	10
	成立率	2.9%		%0.0	5.3%	7.1%	%0.0	%2.9	10.0%		10.0%	%0.0		%0:0	%0:0	%0:0	%0.0	14.3%	%0:0	12.5%	18.2%			%0.0	14.3%	%0.0	%0:0		100.0%	12.5%	%0:0		%0.0	%0.0		7.1%	6.3%	20.0%	%0.0		10.0%	%0.0	%0.0
洪	张 於 立			•					-		Н					•																	•				•				•		
彩	成立 4	Н	0	0	1	П	0	П	П	0	Н	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	П	П	0	0	0	0	0	_	-	Н	0	0	П	0	0
	提出作数	17	0	2	19	14	-	15	10	0	10	7	0	2	12	18	18	7	1	8	Ξ	0	0	က	14	4	က	0	П	∞	က	0	က	2	0	14	16	2	∞	0	10	3	П
	成立率 4	15.5%		27.8%	18.4%	27.8%	20.0%	38.6%	41.5%	%0.0	40.5%	33.3%		25.0%	31.8%	17.8%	17.8%	35.9%	100.0%	40.5%	39.1%			11.1%	31.3%	45.9%	18.2%		%0.0	33.3%	%0.09	75.0%	65.2%	40.0%		40.0%	40.0%		20.0%		20.0%	25.6%	44.4%
洪	継続 成立					П		1		-	1	2		2	4												3			3						П	-					<u> </u>	
	成立 希	6	0	2	14	15	Н	16	17	0	17	9	0		7	8	~	14	3	17	6	0	0	-	10	6	2	0	0	Ξ	6	9	15	4	0	4	∞	0	∞	0	8	10	4
ŀ	提出原件数件	28	0	18	92	54	2	99	41	Н	42	18	0	4	22	45	45	39	3	42	23	0	0	6	32	21	Π	0	1	33	15	8	23	10	0	10	20	0	16	0	16	18	6
	成立率 1	71.7%	%0.0	74.2%	71.2%	93.2%	%0.09	91.1%	95.1%	%0.08	94.2%	%6:28		100.00	90.1%	83.3%	83.3%	91.7%	83.3%	%9.06	83.9%			85.7%	84.3%	72.0%	%6:88		100.0%	74.6%	90.4%	300.001	95.0%	%6:92		100.00	79.1%	%0.0	94.3%	20.0%	%0.78	89.2%	16.7%
沃	张 次 立 1	6		2	11	3	2	2	2		2	П		22	9			8	9	14							12		3	15		7	7			17	17					Н	9
₩.	成立 希	99	0	23	68	69	လ	7.5	22	4	81	21	0	13	64	20	20	22	10	87	73	0	0	24	26	7.5	8	0	2	82	72	17	36	09	0	∞	89	0	99	-	29	83	1
	提出 内	92	2	31	125	74	വ	62	81	വ	98	28	0	13	71	84	28	84	12	96	87	0	0	28	115	100	6	0	2	114	83	17	100	28	0	8	98	വ	70	2	77	93	9
	報作	6	9	53			28					9	33					5	21		53		ιΩ	20		2	6		12		ເນ	83		2	2	16		4	9	10			4
Ħ		1980/5/19	$\sim 1980/7/26$	1980/11/29		1981/6/6	1981/11/28		1982/8/21	1982/12/25		$\sim 1983/5/26$	$\sim 1983/7/23$	$\sim 1983/11/28$		$\sim 1984/8/8$		$\sim 1985/6/25$	$\sim 1985/12/2$		$\sim 1986/5/22$	1986/6/2	1986/7/25	$\sim 1986/12/20$		$\sim 1987/5/27$	1987/9/19	1987/11/1	$\sim 1987/12/12$		$\sim 1988/5/25$	1988/12/28		1989/6/22	1989/8/12	1989/12/16		$\sim 1990/1/24$	1990/6/26	1990/11/10		$\sim 1991/5/8$	$\sim 1991/10/4$
#	<u> </u>	/21 ~		\sim 67		\sim 27	24 ~		\sim 12/	\sim 92/												~ ~ 2	\sim 23				∵					~ 61		\sim 08/	\sim 2	~ 87			~ 22	$^{\prime}12$ $^{\sim}$			
		1979/12/21	1980/7/17	1980/9/29		1980/12/22	1981/9/24		1981/12/21	1982/11/26		1982/12/28	1983/7/18	1983/9/8		1983/12/26		1984/12/1	1985/10/14		1985/12/24	1986/6/2	1986/7/22	1986/9/11		1986/12/29	1987/7/6	1987/11/6	1987/11/27		1987/12/28	1988/7/19		1988/12/30	1989/8/7	1989/9/28		1989/12/25	1990/2/27	1990/10/12		1990/12/10	1991/8/5
田今田	≼ ⊒	(美)	(盟)	(盟)	#	(選)	(盟)	<u>111</u>	(選)	(盟)	111-	(第)	(盟)	(盟)	111-	(株)	ᄪ	(第)	(関)	൰	€	(闘)	(株)	(選	詽	(第)	(疆)	(盟)	(臨)	111-	(進)	(盟)	111-	(集)	(盟)	(盟)	111	(選)	(排)	(選	111-	(美)	(盟)
₹	HI HI	91	35	93	1980年	94	92	1981年	96	97	1982年	86	66	100	1983年	101	1984年	102	103	1985年	104	105	106	107	1986年	108	109	110	111	1987年	112	113	1988年	114	115	116	1989年	117	118	119	1990 年	120	121

3法)÷ :+ 参法)	成立	12.5%	14.0%	8.0%		41.2%	13.5%	8.9%		29.2%	13.6%	16.3%		17.4%	16.5%	8.1%		26.1%		11.2%	10.0%			10.0%	10.0%	12.6%	16.7%	13.4%	6.7%	68.2%	33.3%	18.5%	14.1%	%9.8	12.0%	17.4%			37.5%	22.0%	16.4%		26.3%
(衆法+参法)÷ (閣法+衆法+参法)	提出	36.3%	24.2%	17.6%		63.0%	27.1%	35.6%		45.9%	38.1%	19.4%		39.6%	21.7%	20.3%	100.0%	26.4%		33.9%	17.5%	100.0%		62.5%	27.9%	37.8%	28.3%	45.9%	29.9%	75.0%	%2.99	40.9%	32.6%	36.0%	30.3%	36.2%	100.0%	100.0%	%2'99	48.0%	46.5%		28.8%
	成立率	84.2%	%2.92	85.3%		63.0%	%9:08	%6:99		64.9%	%2'99	%0.98		85.2%	82.8%	%2'98	%0.0	29.0%		74.4%	%2'16	%0.0		31.3%	%6".22	%9:69	20.0%	64.8%	62.3%	25.0%	20.0%	%0.09	%9:69	81.0%	73.6%	71.7%	%0.0	%0.0	20.8%	62.1%	29.5%		25.9%
岩	张 范 戊		7	3		3	9				•	2		6	Ξ	2		1		3					•••••	-	4	5	2	12		17	10	7	17	8				∞	2		∞
<□	成立 件数	16	114	87	0	17	104	62	0	24	103	80	0	23	103	111	0	23	0	134	110	0	0	10	120	103	24	127	104	22	6	135	128	81	506	109	0	0	32	141	110	0	38
	提出件数	19	149	102	0	27	129	118	0	37	155	93	0	27	120	128	13	39	0	180	120	2	0	32	154	148	48	196	167	40	18	225	184	100	284	152	3	6	63	227	185	0	89
	成立率	40.0%	44.4%	38.9%		41.2%	40.0%	16.7%		41.2%	23.7%	72.2%		20.0%	65.4%	34.6%	%0.0	27.3%		24.6%	52.4%	%0.0		2.0%	27.9%	23.2%	14.3%	20.2%	14.0%	20.0%	25.0%	27.2%	30.0%	%6:92	29.1%	34.5%	%0.0	%0.0	%9.87	28.4%	20.9%		25.0%
参法	张 以 立						•							-	-	2		П		က						-		-	4	2		9		-	-	_				-	П		3
衆法+参法	成立 希 及数	2	16	7	0	7	14	7	0	7	14	13	0	4	17	6	0	9	0	15	11	0	0	1	12	13	4	17	7	15	3	22	18	7	22	19	0	0	12	31	18	0	10
	提出作数	2	36	18	0	17	35	42	0	17	29	18	0	8	56	56	13	22	0	61	21	2	0	20	43	99	88	84	20	30	12	35	09	56	98	22	3	6	42	109	98	0	40
	成立率	%0.0	%0.0	%0.0		%0:0	%0.0	6.3%		20.0%	18.2%	%0.09		%0.0	20.0%	33.3%				33.3%	20.0%			%0.0	14.3%	27.3%	16.7%	23.5%	16.7%	10.0%	%0.0	9.5%	22.7%	%9.82	24.1%	10.0%		%0.0	2.9%	%2.9	4.5%		9.1%
	継続 成立 成立		•				••••••				•							1		_										-		-											
参沃	成立 総件数 成	0	0	0	0	0	0	_	0	က	4	3	0	0	က	2	0	0	0	2	1	0	0	0	-	3	-	4	П	-	0	2	2	2	7	2	0	0	_	3	П	0	-
	提出	П	5	9	0	2	11	16	0	9	22	5	0	П	9	9	0	0	0	9	2	0	0	2	7	11	9	17	9	10	2	21	22	7	53	20	0	8	17	45	22	0	П
	成立率	20.0%	21.6%	28.3%		58.3%	58.3%	23.1%		36.4%	27.0%	%6.97		57.1%	%0.07	35.0%	%0.0	27.3%		23.6%	62.5%	%0.0		2.6%	30.6%	22.2%	13.6%	19.4%	13.6%	%0.02	42.9%	32.4%	34.2%	26.3%	31.6%	48.6%		%0.0	44.0%	43.8%	%9.92		31.0%
							•••••				•			П	-	2				2						_		-	4	-		5		-	П	-				-	П		3
衆	成立 件数 成立	2	16	7	0	7	14	9	0	4	10	10	0	4	14	7	0	9	0	13	10	0	0	П	11	10	3	13	9	14	3	23	13	2	18	17	0	0	11	83	17	0	6
	提出 体数 件	4	31	12	0	12	24	56	0	Π	37	13	0	7	20	20	13	22	0	22	16	2	0	18	36	45	22	29	4	8	7	71	38	19	22	35	3	П	22	64	64	0	53
	成立率 供	100.0%	%2'98	95.2%		100.0%	92.7%	94.7%		85.0%	92.7%	89.3%		100.0%	91.5%	100.0%		100.0%		100.0%	100.0%			75.0%	97.3%	%8'.26	100.0%	98.2%	85.9%	%0.07	100.0%	82.7%	88.7%	100.0%	95.9%	%8.26			95.2%	93.2%	95.9%		100.0%
414	機 放 立 ¹		7	3		3	9					2		~	10					•							4	4	-	10		Ξ	10	9	16					7	П		2
閣法	成立 希	14	86	80	0	10	96	72	0	17	68	29	0	19	98	102	0	17	0	119	66	0	0	6	108	06	8	110	26	7	9	110	110	74	184	96	0	0	20	110	92	0	88
	提出作数	14	113	84	0	10	94	9/	0	8	96	75	0	19	94	102	0	17	0	119	66	0	0	12	111	95	8	112	117	10	9	133	124	74	198	26	0	0	21	118	66	0	88
HH 124	期間	$\sim 1991/12/21$		$\sim 1992/6/21$	$\sim 1992/8/11$	$\sim 1992/12/10$		~ 1993/6/18	~ 1993/8/28	$\sim 1994/1/29$		$\sim 1994/6/29$	$\sim 1994/7/22$	$\sim 1994/12/9$		$\sim 1995/6/18$	$\sim 1995/8/8$	$\sim 1995/12/15$	$\sim 1996/1/13$		$\sim 1996/6/19$	$\sim 1996/9/27$	$\sim 1996/11/12$	$\sim 1996/12/18$		~ 1997/6/18	$\sim 1997/12/12$		~ 1998/6/18	~ 1998/10/16	$\sim 1998/12/14$		$\sim 1999/8/13$	$\sim 1999/12/15$		2/9/0002 ~	~ 2000/7/6	~ 2000/8/9	$\sim 2000/12/1$		~ 2001/6/29	$\sim 2001/8/10$	$\sim 2001/12/7$
		1991/11/5		1992/1/24	1992/8/7	1992/10/30		1993/1/22	1993/8/5	1993/9/17		1994/1/31	1994/7/18	1994/9/30		1995/1/20	1995/8/4	1995/9/29	1996/1/11		1996/1/22	1996/9/27	1996/11/7	1996/11/29		1997/1/20	1997/9/29		1998/1/12	1998/7/30	1998/11/27		1999/1/19	1999/10/29		2000/1/20	2000/7/4	2000/7/28	2000/9/21		2001/1/31		2001/9/27
4	国外回令	(盟)	年	(巣)	(盟)	(盟)	年	(美)	(株)	(盟)	年	(巣)	130 (臨)	(盟)	年	(巣)	(盟)	(臨)	(臨)	年		(闘)	(特)	(盟)	年	(第)	(盟)	年	l		(盟	年	(選)	(盟)	年	(選)	(株)	(盟)	(盟)	年	(巣)		
	<u>된</u> 18	122	1991 年	123	124	125	1992 年	126	127	128	1993 年	129	130	131	1994年	132	133	134	135	1995年	136	137	138	139	1996年	140	141	1997 年	142	143	144	1998年	145	146	1999 年	147	148	149	150	2000年	151	152	153

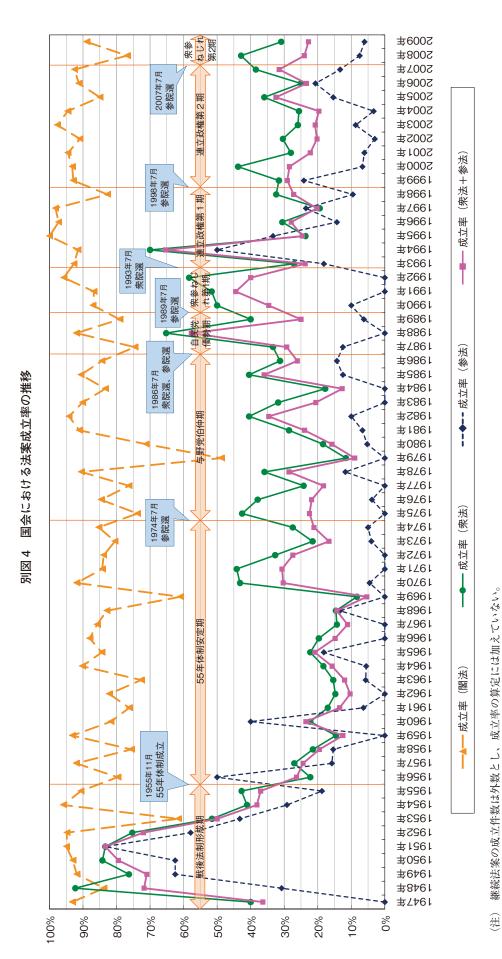
去)÷+参法)	成立	18.9%	12.9%	%9.9	10.2%	10.6%	25.0%		11.4%	11.1%		%6.92	13.7%	19.4%	25.0%	20.7%	14.6%	25.0%	16.1%	19.8%		54.5%		21.3%	9.1%	19.8%	22.5%		33.3%	24.2%	14.8%
(衆法+参法)÷ 閣法+衆法+参法)	提出	49.8%	39.9%	25.0%	33.7%	36.3%	57.1%		37.7%	39.5%	100.0%	21.2%	43.2%	35.5%	53.8%	40.5%	40.1%	57.1%	42.8%	41.2%	100.0%	79.2%	20.5%	42.4%	21.6%	44.1%	54.9%		28.6%	25.5%	34.3%
	成立率	28.5%	58.4%	83.5%	%0.79	%5'69	57.1%		%9.89	64.3%	%0.0	63.4%	62.2%	67.4%	53.8%	63.7%	63.2%	57.1%	62.2%	%8.79	%0.0	45.8%	%6.19	27.6%	35.5%	53.5%	52.3%		21.7%	52.2%	%6:29
1		10	4	11	15	9	1		7			9	9	3		3	2	6	11	2		4	9		4	4	ಬ			2	
台	及 存 数 数	148	101	92	177	132	8	0	140	135	0	56	191	93	28	121	96	16	112	111	0	22	133	80	11	91	8	0	15	32	9,220
	提出件数	253	173	91	264	190	14	0	204	210	8	41	259	138	52	190	152	28	180	165	2	48	215	139	31	170	153	0	53	182	13,984
	成立率	22.2%	18.8%	25.0%	20.2%	20.3%	25.0%		20.8%	18.1%	%0.0	33.3%	%9.61	36.7%	25.0%	32.5%	23.0%	25.0%	23.4%	32.4%	%0.0	31.6%	31.5%	28.8%	6.3%	24.0%	21.4%		29.4%	22.8%	-
松洪	機 放 立 加	4	လ	4	7	2			2			1	П	2		2		က	33	1			П							-	
来法+参法	成立 維	28	13	2	18	14	2	0	16	15	0	7	22	18	7	22	14	4	18	22	0	12	34	17	1	18	18	0	2	23	1,364
	提出成件数件	126	69	20	68	69	8	0	22	83	8	21	112	49	28	77	61	16	22	89	2	38	108	26	16	75	84	0	17	101	4,794
	成立率 件	6.1%	4.5%	%0.0	3.0%	11.1%	%0.0		8.7%	4.2%	%0.0	%0.0	3.3%	10.0%	33.3%	15.4%	19.0%	25.0%	20.7%	21.4%	%0.0	7.1%	13.3%	11.1%	%0.0	7.5%	3.4%		25.0%	%1.9	14.4% 4
郑	族 放 立 加																														
粉	成立 納 及数 万	2	1	0	1	2	0	0	2	П	0	0	1	П	П	2	4	2	9	3	0	1	4	3	0	က	П	0	1	2	186
	提出	33	22	П	33	18	5	0	23	24	4	2	30	10	က	13	21	8	53	14	2	14	30	27	13	40	53	0	4	33	1,294
	成立率 1	28.0%	25.5%	25.6%	30.4%	23.5%	%2'99		25.9%	23.7%	%0.0	36.8%	25.6%	43.6%	24.0%	35.9%	25.0%	25.0%	25.0%	35.2%		45.8%	38.5%	43.8%	33.3%	42.9%	30.9%		30.8%	30.9%	
洪	及 禁 立	4	3	4	7	2			2			1	1	2		2		3	3	1			1				-			П	
米	成立 在数 万数	52	12	2	17	12	2	0	14	14	0	7	21	17	9	23	10	2	12	19	0	11	30	14	Ι	15	17	0	4	21	1,178
	提出 原件数 作	93	47	6	99	51	3	0	54	59	4	19	82	39	25	64	40	8	48	54	0	24	78	32	3	35	55	0	13	89	
	成立率	94.5%	84.6%	100.001	%6.06	97.5%	100.00		%9.76	94.5%		92.0%	94.6%	84.3%	87.5%	85.0%	90.1%	100.0%	91.3%	91.8%		100.00	92.5%	78.8%	%2.99	%8.92	%6.68		83.3%	%6:88	_
చ	継続 成立	9	П	7	8	4	1		2			2	2	Н		1	2	9	8	1		4	2		4	4	4			4	
整	成立 編	120	88	71	159	118	9	0	124	120	0	19	139	75	21	96	82	12	94	68	0	10	66	63	10	73	62	0	10	72	7,856
	提出原格数	127	104	7.1	175	121	9	0	127	127	0	20	147	68	24	113	16	12	103	97	0	10	107	80	15	32	69	0	12	81	
	#2 4		/31	2/13		/28	01/10	1/27		/16	9/	2/3		8	7		/18	2/19		/2	/10	/15		/21	2/25		/21	/19	2/4		3,
	軍		$\sim 2002/7/31$	$\sim 2002/12/13$		$\sim 2003/7/28$	$\sim 2003/10/10$	$\sim 2003/11/27$		$\sim 2004/6/16$	$\sim 2004/8/6$	$\sim 2004/12/3$		$\sim 2005/8/8$	$\sim 2005/11/1$		$\sim 2006/6/18$	$\sim 2006/12/19$		$\sim~2007/7/5$	$\sim 2007/8/10$	$\sim 2008/1/15$		$\sim 2008/6/21$	$\sim 2008/12/25$		$\sim 2009/7/21$	$\sim 2009/9/19$	$\sim 2009/12/4$		
			2002/1/21	2002/10/18		2003/1/20	2003/6/20	2003/11/19		2004/1/19	2004/7/30	2004/10/12		2005/1/21	2005/9/21		2006/1/20	92/6/9002		2007/1/25	2007/8/7	2007/9/10		2008/1/18	2008/9/24		2009/1/5	2009/9/16	2009/10/26		合計
	田 (1)	2001年	154 (常) ;	155 (臨) 1	2002年	156 (常)	157 (臨) 1	158 (特) 3	2003年	159 (常) 2	160 (臨) 3	161 (臨) 13	2004年	162 (常)	163 (特)	2005年	164 (常) ;	165 (臨) 2	2006年	166 (常)	167 (臨) 1	168 (臨) 2	2007年	169 (常)	170 (臨) 1	2008年	171 (常) 1	172 (特)	173 (臨) ;	2009年	

(注) 表中「(常)」は常会、「(臨)」は臨時会、「(特)」は特別会を指す。継続法案の成立件数は外数とし、成立率の算定には加えていない。 (出典) 衆議院・参議院編『議会制度百年史 資料編』1990:『衆議院公報』「附録 議案経過一覧」(各回次)を基に筆者作成。



議案経過一覧」(各回次)を基に筆者作成。 衆議院·参議院編 [議会制度百年史 資料編』1990; [衆議院公報』 | 附録 (注)継続法案の成立件数は外数とし、成立率の算定には加えていない。

 ν 77 ν 72 2010.11 141



議案経過一覧」(各回次)を基に筆者作成。 資料編』1990;『衆議院公報』「附録 衆議院·参議院編『議会制度百年史

別表 4 国会における新規制定の議員立法

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
1	衆	国会議員の特別手当に関する法律	昭和 22 年 8 月 23 日法律第 95 号	浅沼稲次郎君外7名
1	衆	最高裁判所裁判官国民審査法	昭和 22 年 11 月 20 日法律第 136 号	司法委員長
1	衆	裁判官弾劾法	昭和 22 年 11 月 20 日法律第 137 号	議院運営委員長
1	衆	全国選挙管理委員会法	昭和 22 年 12 月 7 日法律第 154 号	政党法及び選挙法に関す る特別委員長
1	衆	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	昭和 22 年 12 月 23 日法律第 225 号	議院運営委員長
2	衆	国立国会図書館法	昭和23年2月9日法律第5号	図書館運営委員長
2	衆	国立国会図書館建築委員会法	昭和23年2月9日法律第6号	図書館運営委員長
2	衆	農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県 農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税 の特例に関する法律	昭和 23 年 6 月 28 日法律第 62 号	内藤友明君外3名
2	衆	国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律	昭和23年7月5日法律第89号	議院運営委員長
2	衆	議院法制局法	昭和23年7月5日法律第92号	議院運営委員長
2	参	優生保護法	昭和 23 年 7 月 13 日法律第 156 号	谷口弥三郎君外 3 名
2	参	あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例	昭和 23 年 7 月 16 日法律第 176 号	小林勝馬君外4名
2	衆	国民の祝日に関する法律	昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号	文化委員長
2	衆	消防法	昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号	治安及び地方制度委員 長
2	衆	恩給法臨時特例	昭和 23 年 7 月 29 日法律第 190 号	松原一彦君外 65 名
2	衆	政治資金規正法	昭和 23 年 7 月 29 日法律第 194 号	浅沼稲次郎君外 43 名
2	衆	選挙運動等の臨時特例に関する法律	昭和 23 年 7 月 29 日法律第 196 号	政党法及び選挙法に関す る特別委員長
2	参	人身保護法	昭和 23 年 7 月 30 日法律第 199 号	伊藤修君
2	衆	自転車競技法	昭和23年8月1日法律第209号	林大作君外 47 名
2	衆	引揚同胞対策審議会設置法	昭和23年8月3日法律第212号	河野金昇君外 30 名
4	参	特別未帰還者給与法	昭和 23 年 12 月 29 日法律第 279 号	岡元義人君外6名
4	衆	道路の修繕に関する法律	昭和 23 年 12 月 29 日法律第 282 号	建設委員長
5	衆	飲食営業臨時規整法	昭和24年5月7日法律第52号	星島二郎君外6名
5	参	年齢のとなえ方に関する法律	昭和 24 年 5 月 24 日法律第 96 号	田中耕太郎君外 17 名
5	衆	国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支 部図書館及びその職員に関する法律	昭和 24 年 5 月 24 日法律第 101 号	図書館運営委員長
5	衆	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律	昭和24年6月8日法律第200号	人事委員長
5	参	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律	昭和 24 年 6 月 8 日法律第 202 号	楠見義男君外 18 名
5	衆	弁護士法	昭和 24 年 6 月 10 日法律第 205 号	法務委員長
5	衆	認知の訴の特例に関する法律	昭和 24 年 6 月 10 日法律第 206 号	古島義英君
5	衆	家畜商法	昭和 24 年 6 月 10 日法律第 208 号	小笠原八十美君外 15 名
5	衆	広島平和記念都市建設法	昭和24年8月6日法律第219号	山本久雄君外 14 名
5	衆	長崎国際文化都市建設法	昭和24年8月9日法律第220号	若松虎雄君外 16 名
6	衆	政府契約の支払遅延防止等に関する法律	昭和 24 年 12 月 12 日法律第 256 号	政府支払促進に関する特 別委員長
6	衆	人事官弾劾の訴追に関する法律	昭和 24 年 12 月 16 日法律第 271 号	議院運営委員長
6	衆	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	昭和 24 年 12 月 16 日法律第 272 号	大石武一君
6	衆	国際観光ホテル整備法	昭和 24 年 12 月 24 日法律第 279 号	観光事業振興方策樹立 特別委員長
6	衆	身体障害者福祉法	昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号	青柳一郎君外 10 名
7	衆	一般職の職員の給与に関する法律	昭和25年4月3日法律第95号	星島二郎君外 4 名
7	衆	公職選挙法	昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号	選挙法改正に関する調査
7	参	精神衛生法	昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号	特別委員長 中山寿彦君外 14 名
7	衆	漁港法	昭和25年5月2日法律第137号	水産委員長
7	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規	昭和 25 年 5 月 4 日法律第 146 号	畠山鶴吉君外 13 名
7	衆	定を適用する地区を定める法律 漁船法	昭和 25 年 5 月 13 日法律第 178 号	水産委員長
7	参	社会福祉主事の設置に関する法律	昭和 25 年 5 月 15 日法律第 182 号	山下義信君外6名
7	衆	弁護士法第五条第三号に規定する大学を定める法律	昭和 25 年 5 月 18 日法律第 188 号	法務委員長

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
7	衆	つむぎ等の輸入税を免除する法律	昭和 25 年 5 月 20 日法律第 192 号	根本龍太郎君外4名
7	衆	司法書士法	昭和 25 年 5 月 22 日法律第 197 号	法務委員長
7	衆	建築士法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号	田中角栄君外6名
7	衆	クリーニング業法	昭和 25 年 5 月 27 日法律第 207 号	大石武一君外7名
7	衆	小型自動車競走法	昭和 25 年 5 月 27 日法律第 208 号	栗山長次郎君外 41 名
7	参	文化財保護法	昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号	山本勇造君外 17 名
7	衆	商工会議所法	昭和 25 年 5 月 31 日法律第 215 号	星島二郎君外8名
7	衆	首都建設法	昭和 25 年 6 月 28 日法律第 219 号	井出光治君外 37 名
7	参	旧軍港市転換法	昭和 25 年 6 月 28 日法律第 220 号	佐々木鹿蔵君外 22 名
7	衆	別府国際観光温泉文化都市建設法	昭和 25 年 7 月 18 日法律第 221 号	永田節君外 22 名
7	衆	伊東国際観光温泉文化都市建設法	昭和 25 年 7 月 25 日法律第 222 号	畠山鶴吉君外 31 名
8	衆	土地家屋調査士法	昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号	法務委員長
7	衆	熱海国際観光温泉文化都市建設法	昭和25年8月1日法律第233号	畠山鶴吉君外 32 名
8	衆	鉄道公安職員の職務に関する法律	昭和 25 年 8 月 10 日法律第 241 号	法務委員長
8	衆	歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	昭和 25 年 8 月 24 日法律第 246 号	大石武一君
8	衆	狂犬病予防法	昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号	原田雪松君外6名
8	衆	横浜国際港都建設法	昭和 25 年 10 月 21 日法律第 248 号	三浦寅之助君外 102 名
8	衆	神戸国際港都建設法	昭和 25 年 10 月 21 日法律第 249 号	松沢兼人君外 102 名
8	衆	奈良国際文化観光都市建設法	昭和 25 年 10 月 21 日法律第 250 号	東井三代次君外 15 名
8	衆	京都国際文化観光都市建設法	昭和 25 年 10 月 22 日法律第 251 号	田中伊三次君外 16 名
9	衆	漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合	昭和 25 年 12 月 9 日法律第 253 号	水産委員長
10	参	会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての 臨時措置に関する法律	昭和26年2月12日法律第3号	荒木正三郎君外 10 名
10	衆	行政書士法	昭和26年2月22日法律第4号	地方行政委員長
9	衆	松江国際文化観光都市建設法	昭和26年3月1日法律第7号	山本利寿君外 107 名
9	衆	芦屋国際文化住宅都市建設法	昭和26年3月3日法律第8号	原健三郎君外 4 名
10	参	厚生年金保険法特例	昭和 26 年 3 月 27 日法律第 38 号	長島銀蔵君外5名
10	参	低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需	昭和 26 年 3 月 30 日法律第 61 号	山県勝見君外4名
10	衆	給調整のためにする売払に関する法律 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法	昭和 26 年 3 月 30 日法律第 66 号	松浦東介君外 140 名
10	衆	国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法	昭和26年3月31日法律第68号	議院運営委員長
10	衆	律 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律	昭和 26 年 3 月 31 日法律第 73 号	玉置信一君外 26 名
9	衆	松山国際観光温泉文化都市建設法	昭和 26 年 4 月 1 日法律第 117 号	川端佳夫君外 120 名
10	衆	有線放送業務の運用の規正に関する法律	昭和26年4月5日法律第135号	電気通信委員長
10	衆	農産物検査法	昭和 26 年 4 月 10 日法律第 144 号	河野謙三君外 20 名
10	衆		昭和 26 年 4 月 10 日法律第 145 号	奥村又十郎君外 14 名
		熱管理法	昭和26年4月10日法律第145号	中村純一君外 29 名
10	衆参	港湾運送事業法	昭和26年4月10日法律第140号	鈴木恭一君外4名
			昭和26年5月31日法律第166号	
10	衆	家畜伝染病予防法		農林委員長
10	衆	官庁営繕法	昭和26年6月1日法律第181号	内藤隆君外 15 名
10	衆	公営住宅法	昭和26年6月4日法律第193号	田中角栄君外 16 名
10	参	証券投資信託法	昭和26年6月4日法律第198号	山本米治君外8名
10	衆衆	相互銀行法 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び	昭和 26 年 6 月 5 日法律第 199 号 昭和 26 年 6 月 8 日法律第 212 号	小山長規君外 21 名 法務委員長
		持分の譲渡の制限等に関する法律		
10	衆	住民登録法	昭和26年6月8日法律第218号	鍛冶良作君外3名
10	参	土地収用法	昭和26年6月9日法律第219号	岩沢忠恭君外6名
10	参	土地収用法施行法	昭和26年6月9日法律第220号	岩沢忠恭君外6名
10	衆	民事調停法	昭和26年6月9日法律第222号	鍛冶良作君外3名
10	参	診療エツクス線技師法	昭和 26 年 6 月 11 日法律第 226 号	谷口弥三郎君外6名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
10	衆	民間学術研究機関の助成に関する法律	昭和 26 年 6 月 11 日法律第 227 号	若林義孝君外8名
10	衆	産業教育振興法	昭和 26 年 6 月 11 日法律第 228 号	長野長広君外 17 名
10	衆	税理士法	昭和 26 年 6 月 15 日法律第 237 号	川野芳満君外4名
10	衆	信用金庫法	昭和 26 年 6 月 15 日法律第 238 号	水田三喜男君外 21 名
10	衆	信用金庫法施行法	昭和 26 年 6 月 15 日法律第 239 号	水田三喜男君外 21 名
10	衆	モーターボート競走法	昭和 26 年 6 月 18 日法律第 242 号	神田博君外 49 名
10	参	国有林野法	昭和 26 年 6 月 23 日法律第 246 号	片柳真吉君外9名
10	参	国有林野整備臨時措置法	昭和 26 年 6 月 23 日法律第 247 号	片柳真吉君外9名
10	衆	森林法	昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号	野原正勝君外 87 名
10	衆	森林法施行法	昭和 26 年 6 月 26 日法律第 250 号	野原正勝君外 87 名
10	参	覚せい剤取締法	昭和 26 年 6 月 30 日法律第 252 号	中山寿彦君外4名
10	衆	軽井沢国際親善文化観光都市建設法	昭和 26 年 8 月 15 日法律第 253 号	黒沢富次郎君外 120 名
12	衆	診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例 に関する法律	昭和 26 年 11 月 12 日法律第 259 号	大石武一君外7名
12	衆	博物館法	昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号	若林義孝君外9名
12	衆	水産資源保護法	昭和 26 年 12 月 17 日法律第 313 号	石原圓吉君外 14 名
13	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規 定を適用する地区を定める法律	昭和27年2月19日法律第1号	松本一郎君外6名
12	衆	定を適用りる地区を定める法律 企業合理化促進法	昭和27年3月14日法律第5号	小金義照君外 34 名
12	衆	真珠養殖事業法	昭和27年3月25日法律第9号	石原円吉君外 14 名
13	衆	昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関す	昭和27年3月28日法律第18号	松田鐵蔵君外11名
		る特別措置法		
13	衆	漁船損害補償法	昭和27年3月31日法律第28号	松田鐵藏君外13名
13	衆	漁船損害補償法施行法 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関す	昭和27年3月31日法律第29号	松田鐵藏君外13名
13	衆	る特別措置法	昭和27年4月1日法律第69号	関谷勝利君外1名
13	衆	十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	昭和27年4月12日法律第89号	松田鐵藏君外 11 名
13	衆	特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法	昭和27年4月25日法律第96号	瀬戸山三男君外 42 名
13	衆	住民登録法施行法	昭和27年4月28日法律第106号	鍛冶良作君外3名
13	衆	主要農作物種子法	昭和27年5月1日法律第131号	坂田英一君外 23 名
13	参	補助貨幣損傷等取締法臨時特例	昭和27年5月2日法律第132号	小野義夫君外7名
13	衆	十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置 法	昭和 27 年 5 月 7 日法律第 134 号	宇野秀次郎君外38名
13	衆	急傾斜地帯農業振興臨時措置法	昭和 27 年 5 月 7 日法律第 135 号	坂本實君外 46 名
13	衆	米穀の政府買入価格の特例に関する法律	昭和 27 年 5 月 7 日法律第 136 号	松浦東介君外 23 名
13	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規 定を適用する地区を定める法律	昭和 27 年 5 月 13 日法律第 139 号	稲田直道君外8名
13	衆	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	昭和 27 年 5 月 19 日法律第 143 号	河原伊三郎君外5名
13	衆	木船運送法	昭和 27 年 5 月 27 日法律第 151 号	關谷勝利君外 30 名
13	衆	耐火建築促進法	昭和 27 年 5 月 31 日法律第 160 号	鈴木仙八君外 13 名
13	衆	宅地建物取引業法	昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号	瀬戸山三男君外 11 名
13	衆	道路法	昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号	田中角榮君外2名
13	衆	道路法施行法	昭和 27 年 6 月 10 日法律第 181 号	田中角榮君外2名
13	参	道路交通事業抵当法	昭和 27 年 6 月 20 日法律第 204 号	植竹春彦君外 13 名
13	衆	漁船乗組員給与保険法	昭和 27 年 6 月 25 日法律第 212 号	田口長治郎君外 14 名
13	衆	離島航路整備法	昭和27年7月4日法律第226号	關谷勝利君外 48 名
13	衆	昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得	昭和 27 年 7 月 15 日法律第 227 号	佐藤重遠君外 23 名
13	衆	税の臨時特例に関する法律 耕土培養法	昭和 27 年 7 月 16 日法律第 235 号	坂田英一君外 23 名
13	参	旅行あつ旋業法	昭和27年7月18日法律第239号	石村幸作君外6名
		旅行のつ屍果法 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の特別措置		
13	衆	に関する法律	昭和27年7月23日法律第244号	八木一郎君外 268 名
13	衆	警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律	昭和27年7月29日法律第245号	川本末治君外8名
13	衆	市の警察維持の特例に関する法律	昭和27年7月31日法律第247号	河原伊三郎君外5名
13	参	栄養改善法	昭和 27 年 7 月 31 日法律第 248 号	中山壽彦君外5名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
13	衆	電源開発促進法	昭和 27 年 7 月 31 日法律第 283 号	水田三喜男君外 51 名
10	衆	法廷等の秩序維持に関する法律	昭和 27 年 7 月 31 日法律第 286 号	田嶋好文君外 4 名
13	衆	特定中小企業の安定に関する臨時措置法	昭和 27 年 8 月 1 日法律第 294 号	南好雄君外 22 名
13	衆	義務教育費国庫負担法	昭和27年8月8日法律第303号	竹尾弌君外 14 名
13	衆	日本赤十字社法	昭和 27 年 8 月 14 日法律第 305 号	青柳一郎君外 14 名
15	衆	一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律	昭和 27 年 12 月 3 日法律第 313 号	有田二郎君外 23 名
15	衆	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	昭和 27 年 12 月 26 日法律第 333 号	栗山長次郎君外 34 名
15	衆	母子福祉資金の貸付等に関する法律	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 350 号	青柳一郎君外 25 名
15	衆	昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の原理性が例に関する法律	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 351 号	坂田英一君外 25 名
15	衆	の臨時特例に関する法律 湿田単作地域農業改良促進法	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 354 号	青木正君外 77 名
15	衆	農林漁業金融公庫法	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 355 号	野原正勝君外 56 名
15	衆	飼料需給安定法	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 356 号	井上良二君外7名・小笠
		オホーツク海暴風浪及びカムチヤツカ沖地震による漁業災害の復		原八十美君外 12 名
15	衆	旧資金の融通に関する特別措置法	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 357 号	水産委員長
15	衆	農山漁村電気導入促進法	昭和 27 年 12 月 29 日法律第 358 号	松田鐡蔵君外 62 名
15	衆	てん菜生産振興臨時措置法	昭和28年1月9日法律第2号	野原正勝君外 41 名
15	衆	海岸砂地地帯農業振興臨時措置法	昭和 28 年 3 月 16 日法律第 12 号	野原正勝君外 99 名
15	衆	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律	昭和28年4月1日法律第33号	關谷勝利君外 9 名
15	衆	飼料の品質の改善に関する法律	昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号	中馬辰猪君他 24 名
16	衆	農業災害補償法の臨時特例に関する法律	昭和28年6月4日法律第45号	井出一太郎君外 24 名
16	衆	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律	昭和28年7月7日法律第52号	議院運営委員長
16	衆	北海道防寒住宅建設等促進法	昭和 28 年 7 月 17 日法律第 64 号	瀬戸山三男君外 38 名
16	衆	離島振興法	昭和 28 年 7 月 22 日法律第 72 号	綱島正興君外 71 名
16	衆	道路整備費の財源等に関する臨時措置法	昭和 28 年 7 月 23 日法律第 73 号	田中角栄君外 29 名
16	衆	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	昭和 28 年 7 月 24 日法律第 76 号	加藤精三君
16	衆	木材防腐特別措置法	昭和 28 年 8 月 1 日法律第 112 号	首藤新八君外 40 名
16	衆	商工会議所法	昭和28年8月1日法律第143号	小平久雄君外 32 名
16	衆	地方鉄道軌道整備法	昭和 28 年 8 月 5 日法律第 169 号	關谷勝利君外 39 名
16	衆	昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税 の臨時特例に関する法律	昭和 28 年 8 月 7 日法律第 177 号	内藤友明君外 24 名
16	衆	昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例	昭和28年8月7日法律第179号	議院運営委員長
16	衆	に関する法律 国家公務員退職手当暫定措置法	昭和28年8月8日法律第182号	千葉三郎君外 24 名
16	衆	学校図書館法	昭和28年8月8日法律第185号	大西正道君外 24 名
16	衆	理科教育振興法	昭和28年8月8日法律第186号	辻寛一君外 24 名
16	衆	昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資	昭和28年8月8日法律第187号	水害地緊急対策特別委
		金の融通に関する特別措置法		員長
16	衆	畑地農業改良促進法 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生	昭和28年8月13日法律第205号	金子興重郎君外24名 水害地緊急対策特別委
16	衆	の保持に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 216 号	員長
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助 に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 217 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健 康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 218 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 219 号	水害地緊急対策特別委
16	衆	対策事業に関する特別措置法 昭和二十八年六月及び七月の水害による被害たばこ耕作者に対す	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 220 号	員長 水害地緊急対策特別委
		る資金の融通に関する特別措置法 昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保		員長 水害地緊急対策特別委
16	衆	険法の特例に関する法律	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 221 号	員長
16	衆	昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災 害の復旧のための特別措置に関する法律	昭和 28 年 8 月 15 日法律第 222 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	衆	財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 224 号	橋本龍伍君外7名
16	衆	農産物価格安定法	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 225 号	足立篤郎君外 23 名
16	参	労働金庫法	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 227 号	栗山良夫君外 13 名
16	参	昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等 に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 228 号	矢嶋三義君外 14 名
		に対りる国家公務員共再組合の結下の行列寺に関りる法律	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 229 号	矢嶋三義君外 14 名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
16	参	昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所 の災害の復旧に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 230 号	矢嶋三義君外 14 名
16	参	が大い、このでは、アイルが同じない。 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 231 号	矢嶋三義君外 14 名
16	参	昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子 福祉資金の貸付に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 232 号	矢嶋三義君外 14 名
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対す	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 234 号	水害地緊急対策特別委
16	衆	る資金の融通に関する特別措置法 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦	昭和 28 年 8 月 17 日法律第 235 号	員長 水害地緊急対策特別委
16	衆	の売渡の特例に関する法律 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	昭和28年8月18日法律第238号	員長 中川源一郎君外 17 名
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇 用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法 律	昭和 28 年 8 月 18 日法律第 239 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	衆	社会福祉事業振興会法	昭和 28 年 8 月 19 日法律第 240 号	青柳一郎君外 24 名
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対す る国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 19 日法律第 241 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	衆	昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に 対する資金の融通に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 19 日法律第 242 号	水害地緊急対策特別委 員長
16	参	明和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の 復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法	昭和 28 年 8 月 27 日法律第 249 号	山田節男君外5名
16	参	昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の	昭和 28 年 8 月 27 日法律第 250 号	矢嶋三義君外 14 名
16	衆	復旧に関する特別措置法 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食	昭和 28 年 8 月 27 日法律第 251 号	水害地緊急対策特別委
16	衆	用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法 農業機械化促進法	昭和 28 年 8 月 27 日法律第 252 号	員長 平野三郎君外 16 名
16	衆	昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等につい	昭和 28 年 8 月 31 日法律第 256 号	水害地緊急対策特別委
16	参	ての災害の復旧等に関する特別措置法 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土	昭和 28 年 8 月 31 日法律第 257 号	員長 山田節男君外 5 名
		砂の排除に関する特別措置法		
16	参	町村合併促進法 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の	昭和 28 年 9 月 1 日法律第 258 号	石村幸作君外 14 名 水害地緊急対策特別委
16	衆	特例に関する法律 昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特	昭和28年9月3日法律第261号	員長 水害地緊急対策特別委
17	衆	別措置法	昭和 28 年 11 月 16 日法律第 271 号	員長
17	衆	昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律	昭和 28 年 11 月 16 日法律第 278 号	水害地緊急対策特別委 員長
18	衆	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律	昭和 28 年 12 月 14 日法律第 289 号	加藤精三君外7名
19	衆	北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律	昭和 29 年 6 月 2 日法律第 153 号	苫米地英俊君外 42 名
19	衆	輸出水産業の振興に関する法律	昭和 29 年 6 月 2 日法律第 154 号	水産委員長
19	衆	自転車競技法等の臨時特例に関する法律	昭和 29 年 6 月 9 日法律第 169 号	大西禎夫君外 16 名
19	衆	憲政功労年金法	昭和 29 年 6 月 11 日法律第 174 号	議院運営委員長
19	衆	奄美群島復興特別措置法	昭和 29 年 6 月 21 日法律第 189 号	保岡武久君外 24 名
20	衆	昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税 の臨時特例に関する法律	昭和 29 年 12 月 15 日法律第 220 号	内藤友明君外 23 名
20	衆	水稲健苗育成施設普及促進法	昭和 29 年 12 月 15 日法律第 223 号	佐藤洋之助君外 24 名
20	衆	昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保 険法の特例に関する法律	昭和 29 年 12 月 15 日法律第 224 号	大西禎夫君外 88 名
19	衆	国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法	昭和 29 年 12 月 20 日法律第 227 号	伊藤卯四郎君外 63 名
20	衆	昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農 家に対する米麦の売渡の特例に関する法律	昭和 29 年 12 月 20 日法律第 228 号	福田喜東君外 121 名
20	衆	昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被 害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律	昭和30年1月7日法律第1号	鈴木幹雄君外 4 名
21	衆	古を支げた地方公共団体の起展の行所に関する法律 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	昭和 30 年 1 月 24 日法律第 2 号	公職選挙法改正に関する 調査特別委員長
22	衆	る法律 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合におけ る登録税の臨時特例に関する法律	昭和 30 年 7 月 13 日法律第 67 号	大蔵委員長
22	衆	る 京会 京会 京会 京会 の で で の に 対 の で の に 関 で の に に 関 で の に 関 で の に 関 で の に 関 で の に 関 で の に に 関 で の に に に に に に に に に に に に	昭和30年7月22日法律第80号	大蔵委員長
22	衆	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	昭和 30 年 7 月 23 日法律第 84 号	大石武一君外4名
22	衆	教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員 等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職と みなすことに関する法律	昭和 30 年 7 月 25 日法律第 85 号	赤城宗徳君
22	参	女子教職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の	 昭和 30 年 8 月 5 日法律第 125 号	木村守江君外6名
22	衆	確保に関する法律 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措	昭和 30 年 8 月 5 日法律第 136 号	楢橋渡君外 272 名
		置法 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売		
22 22	衆	渡の特例に関する法律	昭和 30 年 8 月 5 日法律第 137 号	網島正興君外7名
	衆	戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律	昭和 30 年 8 月 10 日法律第 158 号	原健三郎君外 6 名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
22	衆	昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団 体の起債の特例に関する法律	昭和 30 年 8 月 26 日法律第 176 号	鈴木直人君外7名
22	衆	養ほう振興法	昭和 30 年 8 月 27 日法律第 180 号	平野三郎君外4名
23	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規 定を適用する地区を定める法律	昭和 30 年 12 月 14 日法律第 181 号	法務委員長
23	衆	原子力基本法	昭和 30 年 12 月 19 日法律第 186 号	中曽根康弘君外 421 名
23	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規	昭和 30 年 12 月 19 日法律第 192 号	法務委員長
22	衆	定を適用する地区を定める法律 砂利採取法	昭和31年2月21日法律第1号	首藤新八君外 6 名
24	衆	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規	昭和 31 年 4 月 13 日法律第 70 号	法務委員長
		定を適用する地区を定める法律		
24	衆	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法	昭和 31 年 4 月 14 日法律第 72 号	小坂善太郎君外6名
24	参	公共企業体職員等共済組合法 按収を動きに関すて供地体室際時期期法	昭和 31 年 6 月 6 日法律第 134 号 昭和 31 年 6 月 8 日法律第 138 号	田中啓一君外 29 名 福井盛太君外 6 名
24	衆	接収不動産に関する借地借家臨時処理法		
24	参	憲法調査会法 公立養護学校整備特別措置法	昭和 31 年 6 月 11 日法律第 140 号 昭和 31 年 6 月 14 日法律第 152 号	岸信介君外 60 名 文教委員長
24	参	公立食改予权整備特別項目法 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律		
			昭和 31 年 6 月 20 日法律第 157 号	文教委員長
24	衆衆	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律	昭和 31 年 12 月 20 日法律第 177 号 昭和 32 年 3 月 11 日法律第 4 号	大平正芳君外 11 名 佐々木秀世君外 1 名
		昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に		
25	衆	関する法律	昭和 32 年 4 月 6 日法律第 57 号	笹山茂太郎君外7名
22	衆	国土開発縦貫自動車道建設法	昭和32年4月16日法律第68号	阿左美広治君外 429 名
26	衆	国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給	昭和 32 年 5 月 20 日法律第 117 号	永山忠則君外 5 名
26	参	食に関する法律	昭和32年5月20日法律第118号	文教委員長
26	衆	国会議員の秘書の給料等に関する法律	昭和 32 年 5 月 27 日法律第 128 号	議院運営委員長
26	衆	国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法 律	昭和 32 年 5 月 27 日法律第 129 号	議院運営委員長
26	参	公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律	昭和 32 年 5 月 31 日法律第 143 号	文教委員長
26	衆	農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校 の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律	昭和 32 年 5 月 31 日法律第 145 号	赤城宗徳君外7名
26	衆	南方同胞援護会法	昭和 32 年 6 月 1 日法律第 160 号	床次德二君外4名
26	衆	小型船海運組合法	昭和 32 年 6 月 1 日法律第 162 号	木村俊夫君外2名
26	衆	美容師法	昭和 32 年 6 月 3 日法律第 163 号	野澤清人君外 39 名
26	衆	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律	昭和 32 年 6 月 3 日法律第 164 号	藤本捨助君外 39 名
26	衆	医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格 の特例に関する法律	昭和 32 年 6 月 10 日法律第 165 号	野澤清人君外8名
26	衆	角膜移植に関する法律	昭和 33 年 4 月 17 日法律第 64 号	中山マサ君外 39 名
28	衆	国会議員互助年金法	昭和 33 年 4 月 22 日法律第 70 号	議院運営委員長
28	衆	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法	昭和 33 年 4 月 22 日法律第 72 号	小澤佐重喜君外 91 名
28	衆	衛生検査技師法	昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号	八田貞義君外 38 名
28	衆	水洗炭業に関する法律	昭和 33 年 5 月 2 日法律第 134 号	楢橋渡君外 26 名
26	衆	たばこ耕作組合法	昭和 33 年 5 月 2 日法律第 135 号	竹山祐太郎君外 40 名
22	参	社会福祉事業等の施設に関する措置法	昭和 33 年 5 月 7 日法律第 142 号	小林英三君外3名
28	参	けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法	昭和 33 年 5 月 7 日法律第 143 号	草場隆圓君外6名
28	参	調理師法	昭和 33 年 5 月 10 日法律第 147 号	草場隆圓君外4名
28	衆	駐留軍関係離職者等臨時措置法	昭和 33 年 5 月 17 日法律第 158 号	内閣委員長
31	衆	未帰還者に関する特別措置法	昭和34年3月3日法律第7号	海外同胞引揚及び遺家 族援護に関する調査特別 委員長
31	衆	皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律	昭和 34 年 3 月 17 日法律第 16 号	福田赳夫君外 462 名
31	衆	九州地方開発促進法	昭和 34 年 3 月 30 日法律第 60 号	小沢佐重喜君外 62 名
33	衆	昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた 事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法	昭和 34 年 12 月 16 日法律第 197 号	災害地対策特別委員長
34	衆	四国地方開発促進法	昭和 35 年 4 月 28 日法律第 63 号	前尾繁三郎君外 42 名
34	衆	東海道幹線自動車国道建設法	昭和 35 年 7 月 25 日法律第 129 号	遠藤三郎君外 55 名
34	衆	同和対策審議会設置法	昭和 35 年 8 月 13 日法律第 147 号	中井一夫君外 111 名
37	衆	北陸地方開発促進法	昭和 35 年 12 月 27 日法律第 171 号	田中角栄君外 22 名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
37	衆	中国地方開発促進法	昭和 35 年 12 月 27 日法律第 172 号	遠藤三郎君外 42 名
38	参	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	昭和36年6月1日法律第103号	紅露みつ君外 24名
38	衆	地方議会議員互助年金法	昭和 36 年 6 月 8 日法律第 120 号	地方行政委員長
38	衆	スポーツ振興法	昭和 36 年 6 月 16 日法律第 141 号	文教委員長
39	衆	オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のため の日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律	昭和 36 年 11 月 2 日法律第 185 号	オリンピック東京大会準 備促進特別委員長
39	衆	医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律	昭和 36 年 11 月 16 日法律第 231 号	中野四郎君外10名
39	衆	医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格 の特例に関する法律	昭和 36 年 11 月 16 日法律第 232 号	中野四郎君外 10 名
40	衆	豪雪地带対策特別措置法	昭和37年4月5日法律第73号	寺島隆太郎君外 100 名
40	衆	商店街振興組合法	昭和 37 年 5 月 17 日法律第 141 号	首藤新八君外 44 名
40	衆	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号	建設委員長
40	衆	国土調査促進特別措置法	昭和 37 年 5 月 19 日法律第 143 号	相川勝六君外5名
43	衆	地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの 特例に関する法律	昭和38年2月27日法律第3号	公職選挙法改正に関する 調査特別委員長
43	衆	観光基本法	昭和 38 年 6 月 20 日法律第 107 号	福家俊一君外 23 名
43	衆	関越自動車道建設法	昭和 38 年 7 月 20 日法律第 158 号	堀内一雄君外 14 名
43	衆	戦傷病者特別援護法	昭和 38 年 8 月 3 日法律第 168 号	社会労働委員長
44	衆	衆議院議員の総選挙に関する臨時特例法	昭和 38 年 10 月 24 日法律第 169 号	公職選挙法改正に関する 調査特別委員長
46	衆	奥地等産業開発道路整備臨時措置法	昭和 39 年 6 月 24 日法律第 115 号	瀬戸山三男君外 70 名
46	衆	東海北陸自動車道建設法	昭和 39 年 7 月 1 日法律第 131 号	瀬戸山三男君外 18 名
46	衆	工業整備特別地域整備促進法	昭和 39 年 7 月 3 日法律第 146 号	遠藤三郎君外 19 名
48	衆	山村振興法	昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号	農林水産委員長
48	参	閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律	昭和 40 年 5 月 26 日法律第 85 号	平島敏夫君外1名
48	衆	九州横断自動車道建設法	昭和 40 年 5 月 28 日法律第 92 号	馬場元治君外 61 名
48	衆	地方公共団体の議会の解散に関する特例法	昭和 40 年 6 月 3 日法律第 118 号	三木武夫君外8名
48	衆	中国横断自動車道建設法	昭和 40 年 6 月 11 日法律第 132 号	野田武夫君外 41 名
51	衆	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号	田中伊三次君外 51 名
51	衆	中部圏開発整備法	昭和 41 年 7 月 1 日法律第 102 号	増田甲子七君外 85 名
51	衆	製菓衛生師法	昭和 41 年 7 月 4 日法律第 115 号	社会労働委員長
51	衆	日本勤労者住宅協会法	昭和 41 年 7 月 25 日法律第 133 号	井原岸高君外 30 名
53	衆	昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関	昭和 41 年 12 月 26 日法律第 148 号	大蔵委員長
51	衆	する法律 旧勲章年金受給者に関する特別措置法	昭和 42 年 1 月 18 日法律第 1 号	伊能繁次郎君外 20 名
55	衆	通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関	昭和 42 年 7 月 31 日法律第 107 号	大久保武雄君外 24 名
55	衆	する緊急措置法 計理士の名称の使用に関する法律	昭和42年8月2日法律第130号	大蔵委員長
		土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特		
55	衆	別措置法	昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号	大久保武雄君外10名
58	衆	消費者保護基本法	昭和43年5月30日法律第78号	砂田重民君外 24 名
58 61	衆	社会保険労務士法 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関	昭和 43 年 6 月 3 日法律第 89 号 昭和 44 年 3 月 6 日法律第 1 号	社会労働委員長 大蔵委員長
		する法律 不動立例でより性例科験及び不動立例でより対性例科験に関する計算		
63	衆	不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律	昭和 45 年 4 月 3 日法律第 15 号 昭和 45 年 4 月 3 日法律第 16 号	建設委員長
63	衆	自転車道の整備等に関する法律	昭和45年4月3日法律第10号	建設委員長社会労働委員長
63		柔道整復師法		
63	衆	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	昭和45年4月14日法律第20号	社会労働委員長
63 63	衆	過疎地域対策緊急措置法 沖縄住民の国政参加特別措置法	昭和 45 年 4 月 24 日法律第 31 号 昭和 45 年 5 月 7 日法律第 49 号	地方行政委員長
63	衆	神魂は氏の国政参加特別指直伝 全国新幹線鉄道整備法	昭和 45 年 5 月 7 日法律第 49 亏 昭和 45 年 5 月 18 日法律第 71 号	議院運営委員長 鈴木善幸君外 16 名
63	衆	至 国利	昭和 45 年 5 月 18 日法律弟 71 号 昭和 45 年 5 月 19 日法律第 73 号	建設委員長
			昭和 45 年 5 月 19 日法律弟 73 号 昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号	社会労働委員長
63	衆	本身障害者対策基本法 電気工事業の業務の適正化に関する法律		
63	衆	電気工事業の業務の適正化に関する法律 昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法	昭和45年5月23日法律第96号	海部俊樹君外7名
65	衆	人税の臨時特例に関する法律	昭和 46 年 2 月 15 日法律第 3 号	大蔵委員長

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
65	衆	国有農地等の売払いに関する特別措置法	昭和 46 年 4 月 26 日法律第 50 号	農林水産委員長
68	衆	昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和47年2月28日法律第4号	大蔵委員長
68	衆	火炎びんの使用等の処罰に関する法律	昭和 47 年 4 月 24 日法律第 17 号	法務委員長
68	衆	貸金業者の自主規制の助長に関する法律	昭和 47 年 6 月 24 日法律第 102 号	大蔵委員長
68	衆	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に 充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律	昭和 47 年 6 月 26 日法律第 107 号	加藤常太郎君外 15 名
70	衆	都市モノレールの整備の促進に関する法律	昭和 47 年 11 月 17 日法律第 129 号	運輸委員長
70	衆	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	昭和 47 年 12 月 8 日法律第 132 号	災害対策特別委員長
71	衆	昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び	昭和 48 年 2 月 23 日法律第 1 号	大蔵委員長
71	衆	法人税の臨時特例に関する法律 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律	昭和48年4月23日法律第18号	農林水産委員長
71	衆	活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律	昭和 48 年 7 月 24 日法律第 61 号	災害対策特別委員長
71	衆	 中小企業団体の組織に関する法律に基づく命令の規定による織機	昭和48年9月1日法律第74号	稲村佐近四郎君外5名
		の登録の特例等に関する法律		
71	参	災害 形態金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金	昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号	災害対策特別委員長
71	衆	の融通に関する特別措置法	昭和48年9月28日法律第100号	農林水産委員長
71	衆	動物の保護及び管理に関する法律	昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号	内閣委員長
71	衆	瀬戸内海環境保全特別措置法	昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号	公害対策並びに環境保 全特別委員長
72	衆	昭和四十八年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和49年2月16日法律第1号	大蔵委員長
72	衆	会社臨時特別税法	昭和 49 年 3 月 30 日法律第 11 号	村山達雄君外1名
71	衆	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	昭和 49 年 5 月 25 日法律第 57 号	佐藤恵君外9名
72	衆	参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法	昭和49年6月3日法律第73号	松野頼三君外3名
72	衆	国土利用計画法	昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号	建設委員長
75	衆	昭和四十九年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法 人税の臨時特例に関する法律	昭和50年2月17日法律第2号	大蔵委員長
75	衆	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	昭和 50 年 5 月 23 日法律第 31 号	社会労働委員長
75	衆	私立学校振興助成法	昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号	藤波孝生君外 4 名
75	衆	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の手書書	昭和 50 年 7 月 11 日法律第 62 号	橋本龍太郎君外 23 名
77	衆	の看護婦、保母等の育児休業に関する法律 昭和五十年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人	昭和 51 年 2 月 20 日法律第 4 号	大蔵委員長
80	衆	税の臨時特例に関する法律 昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和 52 年 2 月 25 日法律第 3 号	大蔵委員長
80	衆	田和五十一年分所得税の特別減税のための臨時措置法	昭和 52 年 5 月 4 日法律第 34 号	大蔵委員長
80	衆	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律	昭和 52 年 6 月 16 日法律第 71 号	建設委員長
83	衆	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	昭和 52 年 12 月 26 日法律第 94 号	社会労働委員長
83	衆	特定不況業種離職者臨時措置法	昭和 52 年 12 月 26 日法律第 95 号	社会労働委員長
83	衆	船員の雇用の促進に関する特別措置法	昭和 52 年 12 月 26 日法律第 96 号	運輸委員長
84	衆	昭和五十二年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び	昭和53年2月16日法律第3号	大蔵委員長
84	衆	法人税の臨時特例に関する法律 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法	昭和 53 年 5 月 13 日法律第 42 号	足立篤郎君外 11 名
84	衆	昭和五十二年分所得税の特別減税のための臨時措置法	昭和 53 年 5 月 15 日法律第 45 号	大蔵委員長
85	衆	無限連鎖講の防止に関する法律	昭和 53 年 11 月 11 日法律第 101 号	物価問題等に関する特別
85	衆	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	昭和 53 年 11 月 15 日法律第 104 号	委員長 坂田道太君外9名
87	衆	昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び	昭和54年2月16日法律第1号	大蔵委員長
90	衆	法人税の臨時特例に関する法律 角膜及び腎臓の移植に関する法律	昭和 54 年 12 月 18 日法律第 63 号	社会労働委員長
91	衆	昭和五十四年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び	昭和55年2月18日法律第2号	大蔵委員長
91	衆	法人税の臨時特例に関する法律 過疎地域振興特別措置法	昭和 55 年 3 月 31 日法律第 19 号	地方行政委員長
91	衆	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の	昭和 55 年 5 月 28 日法律第 63 号	災害対策特別委員長
		財政上の特別措置に関する法律		灭 表 对 束 符 別 安 員 長 交 通 安 全 対 策 特 別 委 員
93	衆	自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律	昭和55年11月25日法律第87号	長
94	衆	昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和56年2月16日法律第2号	大蔵委員長
94	衆	昭和五十五年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する 法律	昭和 56 年 3 月 31 日法律第 16 号	大蔵委員長
94	衆	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律	昭和56年6月9日法律第68号	社会労働委員長

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
95	衆	昭和五十六年分所得税の特別減税のための臨時措置法	昭和 56 年 11 月 17 日法律第 90 号	大蔵委員長
96	衆	昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和57年2月19日法律第3号	大蔵委員長
96	衆	深海底鉱業暫定措置法	昭和 57 年 7 月 16 日法律第 64 号	商工委員長
96	衆	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律	昭和 57 年 8 月 31 日法律第 85 号	近藤元次君外 18 名
96	衆	国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措 置法	昭和 57 年 9 月 1 日法律第 89 号	石橋一弥君外4名
98	衆	昭和五十七年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び	昭和58年2月18日法律第3号	大蔵委員長
96	衆	法人税の臨時特例に関する法律 貸金業の規制等に関する法律	昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号	大原一三君外 5 名
98	衆	東立来の規則寺に関する広拝 浄化槽法	昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号	社会労働委員長
98	衆	医学及び歯学の教育のための献体に関する法律	昭和 58 年 5 月 25 日法律第 56 号	文教委員長
		商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する	昭和 58 年 12 月 2 日法律第 76 号	
96	衆	暫定措置法 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び		石橋一弥君外 4 名
101	衆	法人税の臨時特例に関する法律	昭和59年2月15日法律第1号	大蔵委員長
102	衆	昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	昭和60年2月16日法律第1号	大蔵委員長
102	衆	半島振興法	昭和 60 年 6 月 14 日法律第 63 号	建設委員長
104	衆	昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法 人税の臨時特例に関する法律	昭和61年2月17日法律第1号	大蔵委員長
107	衆	昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律	昭和 61 年 12 月 26 日法律第 108 号	大蔵委員長
108	衆	旧和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び	昭和62年2月23日法律第1号	大蔵委員長
108	衆	法人税の臨時特例に関する法律 関西文化学術研究都市建設促進法	昭和62年6月9日法律第72号	建設委員長
107	衆	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法	昭和62年9月26日法律第103号	宮崎茂一君外5名
108	衆	旅客鉄道株式会社が建設主体とされている新幹線鉄道の建設に関	昭和 62 年 9 月 26 日法律第 104 号	細田吉蔵君外 4 名
109	衆	する事業の日本鉄道建設公団への引継ぎに関する法律 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律	昭和 62 年 9 月 29 日法律第 105 号	内閣委員長
109	参	公文書館法	昭和 62 年 12 月 15 日法律第 115 号	内閣委員長
		公文音組伝 昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び		
112	衆	法人税の臨時特例に関する法律	昭和63年2月20日法律第1号	大蔵委員長
113	衆	昭和六十三年分の所得税の臨時特例に関する法律 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関	昭和63年8月1日法律第85号	大蔵委員長
113	衆	する法律	昭和63年12月8日法律第90号	議院運営委員長
113	衆	遊漁船業の適正化に関する法律	昭和 63 年 12 月 23 日法律第 99 号	農林水産委員長
113	衆	国会に置かれる機関の休日に関する法律 昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び	昭和 63 年 12 月 27 日法律第 105 号	議院運営委員長
114	衆	品和八十三年度の小田晨業確立助成補助金についての所存税及び 法人税の臨時特例に関する法律	平成元年2月17日法律第3号	大蔵委員長
113	衆	臨時脳死及び臓器移植調査会設置法	平成元年 12 月 8 日法律第 70 号	中山太郎君外 4 名⇒竹内 惣一君外 4 名
116	衆	平成元年四月分から同年七月分までの扶助料に係る加算の年額等 の特例に関する法律	平成元年 12 月 22 日法律第 88 号	内閣委員長
117	参	平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人 税の臨時特例に関する法律	平成2年2月2日法律第1号	大蔵委員長
118	衆	祝の脳時行例に関する法律 過疎地域活性化特別措置法	平成2年3月31日法律第15号	地方行政委員長
118	衆	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を	平成2年6月22日法律第42号	大蔵委員長
118	衆	改正する法律附則第三項の別に法律で定める日を定める法律 国会議員の秘書の給与等に関する法律	平成2年6月27日法律第49号	議院運営委員長
120	衆	平成二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人	平成3年2月18日法律第1号	大蔵委員長
120	衆	税の臨時特例に関する法律 国会職員の育児休業等に関する法律	平成 3 年 12 月 24 日法律第 1 08 号	議院運営委員長
		国会職員の育児体業寺に関する法律 平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人		
123	衆	税の臨時特例に関する法律	平成4年2月18日法律第1号	大蔵委員長
123	衆	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	平成4年5月20日法律第53号	商工委員長
125	衆	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律	平成4年12月16日法律第100号	議院運営委員長
125	衆	国会等の移転に関する法律	平成4年12月24日法律第109号	海部俊樹君外 17 名
125	衆	大阪湾臨海地域開発整備法 平成四年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人	平成4年12月24日法律第110号	建設委員長
126	衆	税の臨時特例に関する法律	平成5年2月16日法律第1号	大蔵委員長
128	参	民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律	平成5年11月10日法律第80号	大蔵委員長
129	衆	平成五年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法 人税の臨時特例に関する法律	平成6年2月18日法律第6号	大蔵委員長
129	衆	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律	平成6年4月6日法律第30号	厚生委員長

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
129	参	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成6年6月29日法律第46号	農林水産委員長
131	衆	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する 法律	平成 6 年 11 月 25 日法律第 106 号	政治改革に関する調査特 別委員長
129	衆	音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律	平成 6 年 11 月 25 日法律第 107 号	櫻内義雄君外7名
132	衆	平成六年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法 人税の臨時特例に関する法律	平成7年2月15日法律第8号	大蔵委員長
132	参	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	平成7年5月8日法律第88号	農林水産委員長
129	衆	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律	平成7年5月26日法律第102号	上原康助君外8名
132	衆	地震防災対策特別措置法	平成7年6月16日法律第111号	災害対策特別委員長
132	参	臨時大深度地下利用調査会設置法	平成7年6月26日法律第113号	野沢太三君外4名
132	参	高齢社会対策基本法	平成7年11月15日法律第129号	国民生活に関する調査会 長
134	衆	科学技術基本法	平成7年11月15日法律第130号	尾身幸次君外8名
134	衆	接収刀剣類の処理に関する法律	平成7年12月8日法律第133号	文教委員長
136	衆	平成七年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法 人税の臨時特例に関する法律	平成8年2月20日法律第1号	大蔵委員長
136	衆	特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別 措置法	平成8年6月21日法律第98号	保岡興治君外5名
136	衆	まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法	平成8年6月21日法律第101号	農林水産委員長
140	衆	平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	平成9年2月19日法律第2号	大蔵委員長
140	衆	株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律	平成9年5月21日法律第55号	保岡興治君外8名
140	衆	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法	平成 9 年 6 月 18 日法律第 90 号	田中眞紀子君外9名
139	衆	の特例等に関する法律 臓器の移植に関する法律	平成9年7月16日法律第104号	中山太郎君外 13 名
142	衆	平成九年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び	平成10年2月18日法律第6号	大蔵委員長
139	衆	法人税の臨時特例に関する法律 特定非営利活動促進法	平成10年3月25日法律第7号	熊代昭彦君外4名
142	衆	土地の再評価に関する法律	平成 10 年 3 月 31 日法律第 7 号	大原一三君外 5 名
142	衆	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	平成10年3月31日法律第3月5	建設委員長
142	衆	オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関	平成10年4月24日法律第45号	法務委員長
140	衆	する法律 スポーツ振興投票の実施等に関する法律	平成 10 年 5 月 20 日法律第 63 号	島村宜伸君外 12 名
142	参	被災者生活再建支援法	平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号	清水達雄君外6名
143	衆	債権管理回収業に関する特別措置法	平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号	保岡興治君外3名
143	衆	金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑	平成 10 年 10 月 16 日法律第 127 号	保岡興治君外3名
143	衆	化のための臨時措置に関する法律 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措		保岡興治君外4名
		置法	平成 10 年 10 月 16 日法律第 129 号	
143	衆	金融再生委員会設置法	平成 10 年 10 月 16 日法律第 130 号	菅直人君外 12 名
143	衆	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	平成 10 年 10 月 16 日法律第 132 号	菅直人君外 12 名
143	衆	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例	平成 10 年 10 月 22 日法律第 143 号	保岡興治君外3名
144	衆	に関する臨時措置法 平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等に	平成 10 年 12 月 18 日法律第 151 号	商工委員長
145	衆	一位、「十反の系忠王産調霊征進州東水田呂晨曜立助成補助並寺についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律	平成11年2月16日法律第1号	大蔵委員長
145	参	ものづくり基盤技術振興基本法	平成11年3月19日法律第2号	経済・産業委員長
145	参	特定融資枠契約に関する法律	平成11年3月29日法律第4号	塩崎恭久君外6名
145	参	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	平成 11 年 5 月 26 日法律第 52 号	林芳正君外6名
145	参	国立公文書館法	平成 11 年 6 月 23 日法律第 79 号	総務委員長
145	参	ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号	国土・環境委員長
145	衆	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関す る法律	平成 11 年 7 月 30 日法律第 116 号	議院運営委員長
145	衆	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号	建設委員長
145	衆	政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律	平成 11 年 8 月 13 日法律第 126 号	政治倫理の確立及び公 職選挙法改正に関する特 別委員長
145	衆	国家公務員倫理法	平成 11 年 8 月 13 日法律第 129 号	内閣委員長
145	衆	自衛隊員倫理法	平成 11 年 8 月 13 日法律第 130 号	内閣委員長
146	衆	特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置 法	平成 11 年 12 月 7 日法律第 148 号	与謝野馨君外5名
145	衆	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法	平成 11 年 12 月 15 日法律第 153 号	保岡興治君外9名

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
145	衆	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律	平成 11 年 12 月 17 日法律第 158 号	亀井久興君外6名
147	衆	平成十一年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等 についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律	平成 12 年 2 月 18 日法律第 2 号	大蔵委員長
147	衆	過疎地域自立促進特別措置法	平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号	地方行政委員長
147	参	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日法律第 81 号	地方行政・警察委員長
147	衆	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号	青少年問題に関する特別 委員長
147	衆	 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号	環境委員長
147	衆	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支	平成 12 年 6 月 7 日法律第 114 号	虎島和夫君外4名
147	衆	給に関する法律 老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に	平成12年6月7日法律第115号	安倍晋三君外 4 名
		関する法律		
150	衆衆	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 年 11 月 29 日法律第 130 号平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号	亀井善之君外 17 名 熊代昭彦君外 8 名
150 150	衆	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	平成12年12月8日法律第147号	細田博之君外 14 名
	衆	家丁刀光电池改寺立地地域の振興に関する材別指直伝 マンションの管理の適正化の推進に関する法律		山本有二君外7名
150		マンコンの管理の適正化の推進に関する法律 平成十二年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税	平成 12 年 12 月 8 日法律第 149 号	
151	衆	及び法人税の臨時特例に関する法律	平成13年2月20日法律第1号	財務金融委員長 共生社会に関する調査会
151	参	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号	長生性云に関りる調重云
150	衆	特殊法人等改革基本法	平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号	太田誠一君外4名
151	衆	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日法律第 63 号	厚生労働委員長
151	衆	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する 法律	平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号	環境委員長
153	衆	文化芸術振興基本法	平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号	斉藤斗志二君外 15 名
153	衆	子どもの読書活動の推進に関する法律	平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号	河村建夫君外7名
154	衆	平成十三年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税 及び法人税の臨時特例に関する法律	平成14年2月15日法律第2号	財務金融委員長
154	参	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	平成 14 年 4 月 17 日法律第 26 号	総務委員長
153	衆	身体障害者補助犬法	平成 14 年 5 月 29 日法律第 49 号	山本幸三君外6名
154	衆	牛海綿状脳症対策特別措置法	平成 14 年 6 月 14 日法律第 70 号	農林水産委員長
153	衆	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日法律第 71 号	亀井善之君外6名
154	衆	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成 14 年 7 月 26 日法律第 92 号	災害対策特別委員長
154	衆	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律	平成 14 年 7 月 31 日法律第 101 号	山中貞則君外8名
154	衆	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号	厚生労働委員長
154	衆	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律	平成 14 年 11 月 29 日法律第 120 号	古賀誠君外9名
155	衆	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 14 年 12 月 11 日法律第 143 号	厚生労働委員長
154	衆	自然再生推進法	平成 14 年 12 月 11 日法律第 148 号	谷津義男君外6名
156	衆	平成十四年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税 及び法人税の臨時特例に関する法律	平成15年2月18日法律第2号	財務金融委員長
154	衆	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	平成 15 年 5 月 1 日法律第 34 号	谷津義男君外7名
156	参	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年 7 月 16 日法律第 111 号	法務委員長
156	参	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法	平成 15 年 7 月 24 日法律第 126 号	厚生労働委員長
156	衆	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号	環境委員長
151	衆	少子化社会対策基本法	平成 15 年 7 月 30 日法律第 133 号	中山太郎君外8名
159	衆	平成十五年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税 及び法人税の臨時特例に関する法律	平成16年2月16日法律第2号	財務金融委員長
159	衆	日本海溝・千鳥海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法	平成 16 年 4 月 2 日法律第 27 号	災害対策特別委員長
159	衆	関する特別指直法 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律	平成 16 年 6 月 4 日法律第 81 号	内閣委員長
159	衆	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 125 号	国土交通委員長
161	衆	犯罪被害者等基本法	平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号	内閣委員長
159	衆	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号	大野功統君外5名⇒鈴
161	衆	発達障害者支援法	平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号	木俊一君外3名 内閣委員長
162	衆	平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び	平成17年2月16日法律第167号	財務金融委員長
		法人税の臨時特例に関する法律 二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関す		
162	衆	る法律	平成17年2月16日法律第3号	国土交通委員長
162	衆	公共工事の品質確保の促進に関する法律	平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号	国土交通委員長

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
162	衆	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通 信役務の不正な利用の防止に関する法律	平成 17 年 4 月 15 日法律第 31 号	菅義偉君外13名
162	衆	食育基本法	平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号	村田吉隆君外6名⇒小坂 憲次君外5名
162	衆	文字・活字文化振興法	平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号	文部科学委員長
162	衆	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預	平成 17 年 8 月 10 日法律第 94 号	江崎洋一郎君外5名
162	衆	貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律 出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国	平成 17 年 8 月 15 日法律第 96 号	法務委員長
163	衆	人の上陸申請の特例に関する法律 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号	厚生労働委員長
164	衆	国会議員互助年金法を廃止する法律	平成18年2月10日法律第124号	宮路和明君外6名
	衆	国会議員生助十並伝を廃止する伝管 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び	平成18年2月16日法律第1号	
164		法人税の臨時特例に関する法律		財務金融委員長
164	衆	探偵業の業務の適正化に関する法律	平成18年6月8日法律第60号	内閣委員長
164	参	自殺対策基本法 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する	平成 18 年 6 月 21 日法律第 85 号	内閣委員長 北朝鮮による拉致問題等
164	衆	法律	平成 18 年 6 月 23 日法律第 96 号	に関する特別委員長
164	衆	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律	平成 18 年 6 月 23 日法律第 97 号	文部科学委員長
164	衆	がん対策基本法 	平成 18 年 6 月 23 日法律第 98 号	厚生労働委員長
165	参	ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律	平成 18 年 11 月 22 日法律第 103 号	外交防衛委員長
165	参	有機農業の推進に関する法律	平成 18 年 12 月 15 日法律第 112 号	農林水産委員長
165	衆	観光立国推進基本法	平成 18 年 12 月 20 日法律第 117 号	国土交通委員長
166	衆	平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び 法人税の臨時特例に関する法律	平成 19 年 2 月 16 日法律第 2 号	財務金融委員長
166	衆	海洋基本法	平成 19 年 4 月 27 日法律第 33 号	国土交通委員長
166	衆	海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律	平成 19 年 4 月 27 日法律第 34 号	国土交通委員長
166	衆	日本国憲法の改正手続に関する法律	平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号	保岡興治君外 5 名·枝野 幸男君外 3 名
166	参	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進 に関する法律	平成 19 年 5 月 23 日法律第 56 号	愛知治郎君外3名
166	衆	地理空間情報活用推進基本法	平成 19 年 5 月 30 日法律第 63 号	内閣委員長
166	衆	映画の盗撮の防止に関する法律	平成 19 年 5 月 30 日法律第 65 号	経済産業委員
166	衆	カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関す る法律	平成 19 年 6 月 8 日法律第 81 号	農林水産委員長
166	参	る公正 教急医療用へリコプターを用いた教急医療の確保に関する特別措 置法	平成 19 年 6 月 27 日法律第 103 号	厚生労働委員長
166	衆	エコツーリズム推進法	 平成 19 年 6 月 27 日法律第 105 号	環境委員長
166	衆	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等	平成 19 年 7 月 6 日法律第 111 号	石崎岳君外 4 名
166	衆	に関する法律 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19年7月6日法律第112号	国土交通委員長
168	衆	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律	平成 19 年 12 月 19 日法律第 131 号	大村秀章君外6名
168	衆	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に	平成 19 年 12 月 21 日法律第 133 号	財務金融委員長
		関する法律 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関		
168	衆	する法律 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第K因子製剤によるC	平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号	農林水産委員長
168	衆	型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措	平成 20 年 1 月 16 日法律第 2 号	厚生労働委員長
169	衆	宇宙基本法	 平成 20 年 5 月 28 日法律第 43 号	内閣委員長
169	衆	介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関す	平成 20 年 5 月 28 日法律第 44 号	厚生労働委員長
		る法律 生物多様性基本法		
169	衆	生物多様性基準法 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び	平成20年6月6日法律第58号	環境委員長
169	参	研究開発等の効率的推進等に関する法律 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備	平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号	内閣委員長 青少年問題に関する特別
169	衆	等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号	委員長
169	衆	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関す る法律	平成 20 年 6 月 18 日法律第 80 号	内閣委員長
169	参	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進 等に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日法律第 81 号	文教科学委員長
169	衆	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年 6 月 18 日法律第 82 号	厚生労働委員長
171	衆	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る 加算金の支給に関する法律	平成 21 年 5 月 1 日法律第 37 号	厚生労働委員長
171	衆	公共サービス基本法	平成 21 年 5 月 20 日法律第 40 号	総務委員長
171	衆	バイオマス活用推進基本法	平成 21 年 6 月 12 日法律第 52 号	農林水産委員長
171	衆	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法	平成 21 年 7 月 15 日法律第 81 号	環境委員長
	L	L	L	L

回次	種別	法律名	法律番号	提出者
171	衆	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び 環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成 21 年 7 月 15 日法律第 82 号	環境委員長
173	衆	肝炎対策基本法	平成 21 年 12 月 4 日法律第 97 号	厚生労働委員長
173	参	原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対す る補助に関する法律	平成 21 年 12 月 9 日法律第 99 号	厚生労働委員長
174	衆	PTA·青少年教育団体共済法	平成22年6月2日法律第42号	文部科学委員長
174	衆	口蹄疫対策特別措置法	平成 22 年 6 月 4 日法律第 44 号	農林水産委員長
174	参	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法	平成 22 年 6 月 16 日法律第 45 号	総務委員長

- (注) 本表において「回次」とは、当該法律案が提出された国会回次を指す。「種別」の項中、「衆」は衆議院議員提出法律、「参」 は参議院議員提出法律を指す。また、法律名等の記述に際しては、適宜旧字体を新字体に改めた。なお、「提出者」の項中、 審議継続中に提出者の変更があったものについては、「(変更前の提出者名) ⇒ (変更後の提出者名)」と記述した。
- (出典) 国立国会図書館「日本法令索引」データベース〈http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/〉を基に筆者作成。